

第 452 回群馬地方最低賃金審議会

資 料

- 1 群馬地方最低賃金審議会委員名簿（第 49 期）
- 2 群馬地方最低賃金審議会事務局名簿
- 3 中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告
（令和 5 年 4 月 6 日）
- 4 群馬地方最低賃金審議会運営規程
- 5 最低賃金審議会令（第 6 条第 5 項）
- 6 令和 5 年度最低賃金に関する実態調査
- 7 令和 5 年度における群馬県特定最低賃金に係る申出の意向表明状況
- 8 全国一律の最低賃金の実現及び最低賃金の引上げを求める会長声明
2023 年 6 月 14 日 群馬弁護士会
- 9 生活保護制度の概要
- 10 労働市場速報（令和 5 年 5 月分）
群馬労働局職業安定部職業安定課
- 11 法人企業景気予測調査（令和 5 年 4 月～ 6 月期調査）（群馬県分）
令和 5 年 6 月 13 日 財務省関東財務局前橋財務事務所
- 12 群馬県金融経済概況（2023 年 7 月）
2023 年 7 月 3 日 日本銀行前橋支店
- 13 令和 5 年春闘 各機関別賃上げ集計状況
- 14 経済財政運営と改革の基本方針 2023 < 関係部分抜粋 >
- 15 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 < 関係部分抜粋 >

群馬地方最低賃金審議会委員名簿（第49期）

（令和5年4月1日現在）

（敬称略、五十音順）

区分	氏名	現職
公益代表	鈴木麻里奈	弁護士
	高橋徹	（株）上毛新聞社取締役総務・経理・労務・経営企画担当
	谷口聡	高崎経済大学教授
	西村淑子	群馬大学教授
	米本清	高崎経済大学教授
労働者代表	新井和成	情報産業労働組合連合会群馬県協議会議長
	木間裕治	電機連合群馬地方協議会事務局長
	増戸将人	JAM北関東群馬県連絡会事務局長
	松葉卓也	SUBARU関連労働組合連合会中央執行委員
	鷲澤猛	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長
使用者代表	五十嵐亮二	（一社）群馬県経営者協会専務理事
	池畠美穂	パッケージ池畠（株）代表取締役
	宇井正典	アサヒライズ（株）代表取締役社長
	金井浩	三山鋼機（株）代表取締役社長
	松崎友康	富士部品工業（株）代表取締役社長

群馬地方最低賃金審議会事務局名簿

群馬労働局労働基準部賃金室
前橋市大手町2丁目3番1号
T E L 027 - 896 - 4737

職 名	氏 名
労働局長	加藤 博人
労働基準部長	橋本 泰明
賃金室長	木村 昌訓
賃金指導官	青木 加寿美
労働基準監督官	大倉 彰太

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(令和5年4月6日)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）は、令和3年5月26日の中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の見直しについて付託を受けた後、①中央最低賃金審議会における目安審議の在り方、②地方最低賃金審議会における審議に関する事項、③中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

記

1 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について

(1) 最低賃金のあるべき水準

ナショナルミニマムとしての水準を議論すべきとの意見や、全国加重平均1,000円という政府が掲げてきた目標へ近づきつつある状況を踏まえ、最低賃金のあるべき水準についても労使で議論を深めていく必要がある等の意見を踏まえ、検討を行った。

議論の中では、持続的かつ安定的に最低賃金を引き上げるために、少なくとも賃金決定の当事者である労使がいる場において、労使で合意した上であるべき水準を設定し、毎年を目安審議ではその目標を意識しながら、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項の3要素を踏まえた引上げ額を議論することが建設的ではないかとの意見があった。一方、政府から全国加重平均1,000円より更に高い目標額が提示され続けると、経営者としては先が見えずに非常に厳しいという意見があった。また、あるべき水準を定めた場合には、経済や雇用の情勢の予見可能性が必ずしも高い状況ではない中で、毎年目の審議会での3要素のデータに基づく自由闊達な審議を縛ることになるのではないかという意見もあった。

このように、あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。なお、あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額

及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった。

(2) 政府方針への配意の在り方

近年の目安審議は、①法の原則（最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。）、②目安制度（これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。）を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情（時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。）を総合的に勘案して行われている。この時々の事情に含まれる政府方針への配意に関して、地方最低賃金審議会の一部の委員において、政府方針ありきの議論ではないかとの認識があることへの対応については、これまでの全員協議会でも指摘があったところである。

これに関しては、令和4年度の目安審議のように、目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた。

また、中央最低賃金審議会における目安審議や地方最低賃金審議会の審議においては、公労使三者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。

その上で、政府が、賃金水準あるいは最低賃金の在り方について、広く意見を聞いて一定の方向性を示すこと自体は否定しないが、政府方針を決定する際には、公労使がそろった会議体で、現状のデータや先行きの見通しを示すデータ等を踏まえて、時間をかけて議論されることが望ましいとの認識で一致した。

(3) 議事の公開

中央最低賃金審議会運営規程において、会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とすることができる中、目安審議の透明性を高める観点から、議事の公開について検討を行った。

これに関しては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、円滑な進行及び傍聴

者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきである。

加えて、議事の公開が議論になるのは、目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。この問題への対応としては、目安審議の報告において最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく議論の結果をより丁寧に記載し、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。

また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である。

2 地方最低賃金審議会における審議に関する事項について

(1) 目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無かった。その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。また、この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望する。

(2) ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）

① ランク制度の必要性について

目安をランクごとに示すことによって地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できていることや、制度としての継続性・安定性の観点を踏まえると、ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。

② 指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなし、それに基づき各ランクへの振り分けを行うこととした。当該諸指標については、平成29年の全員協議会の見直しにおいて、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして、所得・消費に関する指標（5指標）、給与に関する指標（9指標）、企業経営に関する指標（5指標）の計19指標を選定した。今回の全員協議会においても、これらの19指標に基づき各ランクへの振り分けを行うことについて合意され

た。

ただし、これらのうち、所得・消費に関する指標中の、消費を示す代表的なものとして世帯支出を示す指標については、平成 29 年の全員協議会報告において、1 世帯 1 月当たりの消費支出（単身世帯）を用いたが、当該指標は調査対象月の一部の世帯の支出の動向の影響を受けやすいことを踏まえ、数値の安定を図るために、単身世帯のみならず 2 人以上世帯の結果も加えるとともに、都道府県ごとの世帯人員の偏りの影響を除外するために、他の政府統計で用いられている手法と同様に、平均世帯人員の平方根で除した数値を用いることとする。

19 指標については、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要性、数値の安定性等に鑑み、別紙 1 のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の 5 年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を 100 とした指数を算出して単純平均し、東京を 100 とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙 2 のとおりとなった。

③新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け

上記の新しい総合指数の状況を踏まえ、ランク区分について検討を行った。

目安制度についてまとめた昭和 52 年の中央最低賃金審議会答申においては、地域別最低賃金について、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改定についての目安を示すこととされた。これを受け、昭和 53 年度の目安額を示す際には、地域別最低賃金額の実態が 4 つにグループ分けできたことを踏まえて、ランク区分は 4 ランクで示された。また、総合指数によるランクの振り分けが導入された平成 7 年の全員協議会報告では、「昭和 53 年度以来実施され定着している面もある現行のランクとの継続性に留意する必要があるとともに、目安が法定労働条件としての最低賃金額に関わるものであることにかんがみ、その法的な安定性という面も考慮しなければならないことを踏まえつつ検討」し、その結果、総合指数の格差や、分布の状況からみてランク数の変更を特に必要とする顕著な事情は見られないことから、「従来と同様 4 つとすることが適当」とし、平成 16 年及び平成 23 年の全員協議会報告においても 4 ランクを維持した。平成 29 年全員協議会報告では「47 都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、4 ランク程度に区分することが妥当」とした。

今般の検討においては、47 都道府県の総合指数の差が縮小する一方、地域別最低賃金額の差が拡大していること、また、近年はランク間の目安額の差が縮小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等を踏まえ、昭和 53 年

度に目安制度が始まって以降4ランクとされてきたランク数について、維持すること及び見直すことの双方を視野に丁寧かつ慎重に議論を行った。その上で、ランク数については、以下の考え方に基づき、3ランクとすることが適当であるとの結論に至った。

- ・ 47都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、格差が縮小傾向であることから、ランク区分の数を減少させることに相当の理由があると考えられる。
- ・ ランク区分の数が多ければ、その分、ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク区分の数を減らす。なお、これまで4つの目安額を示した年度に比べ3つ以下の年度では、ランクごとの目安額の差が小さい。
- ・ 平成26年度以降、4ランクとしつつも、目安審議における検討の結果目安額を3つ又は2つとした年度があることから、目安額を4つ示すほどの差がつきづらくなっていると言える。このため、最大3つの目安を示す構造となることで大きな混乱は生じにくく、かつ、ランクを減らすことの合理性もあると考えられる。
- ・ ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行の4ランクから1つランク数を減らした3ランクとする。

また、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、平成29年の全員協議会報告において、総合指数の差が比較的大きいところに着目すること及び各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることに留意するという考え方が示された。今般の検討においては、その考え方をそのまま踏襲するのではなく、より納得感を高めるため、振り分けの際に考慮する事項について、総合指数に加えて、例えば適用労働者数の比率や直近の地域別最低賃金額、地域における経済圏など複数の要素を組み合わせで議論していくことについて、意見の一致が見られた。

さらに、今般の見直しにおけるランクの振り分けについては、様々な観点から議論し、特に、地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるものとするのが重要であるとの認識で一致した。

その上で、特に、Aランクを中心に地域別最低賃金額が引き上げられてきた経緯も踏まえ、地域間格差の拡大抑制の観点から、Aランクの適用労働者数を少なくすべきという意見もあったが、

- ・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地

域は現行のAランクと同じとする。

- ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする。
- ・ BランクとCランクの間は、各都道府県の経済実態を示す総合指数に比較的大きな格差のある県間に注目する。

等の考え方を総合的に勘案し、別紙3のとおり各都道府県を各ランクに振り分けることが適当であるとの結論に至った。

また、これまで中央最低賃金審議会が決定した目安額においては、下位ランクが上位ランクを上回ったことはなかった。この点について、今後の目安審議においては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータの状況次第では、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得ることを確認した。

(3) 発効日

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

その上で、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるといふ地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、発効日については10月1日にこだわらず前倒しを含めて議論すべきであるという意見があった。一方、最近の最低賃金の引上げは影響率が高まっていることを踏まえ、最低賃金の引上げによる賃金改定に向けた準備のための時間を設けるために発効日に余裕を持たせ、後ろ倒しすべきという意見があった。

さらに、税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議論するものではないが、税・社会保障制度の正確な理解の普及が重要であるという意見があるとともに、最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した。

発効日との関係では、特に使用者側委員からは、10月から最低賃金額が改定され、年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じている現状に鑑み、これを避けるためにも、例えば発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきという意見があ

った。一方、労働者側委員からは、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われていることを理由に最低賃金の引上げが阻害されることはあってはならないこと、また、発効日については、労使ともに年末の繁忙期の働き方の計画を立てやすくするためにも、10月1日より早く改定後の最低賃金額を発効させるべきとの意見があった。

また、地方最低賃金審議会ですで十分に議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。

3 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について

(1) 現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認、新規のデータ取得が不可となった参考資料の見直し等

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

このうち、特に「労働者の生計費」や「通常の事業の賃金支払能力」に関する資料を充実させるために、「家計調査」による1月あたりの消費支出額の推移及び日本生産性本部による就業1時間当たり名目労働生産性の推移についても、新たに主要統計資料に追加することとする。

また、新規のデータ取得が不可となった、「職業安定業務統計」の年齢別常用求人倍率の推移に代えて、「労働力調査」の性・年齢別完全失業率の推移を参考資料に加えることとする。

さらに、以下のとおり、技術的な見直しを行うこととする。

- ・ 「職業安定業務統計」による有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別）について、現行は受理地別の数値を掲載しているが、より一般的に使用されるようになった就業地別の数値を掲載する。また、ランク別有効求人倍率の算出に当たって、現行は各都道府県の有効求人倍率の単純平均としているところ、有効求職者数による加重平均とする。
- ・ 「小売物価統計調査（構造編）」による消費者物価地域指数について、現行は各都道府県の都道府県庁所在都市の数値を掲載しているが、ランク分けの指標にも用いられている都道府県下全域を対象とした数値も追加で掲載する。
- ・ 「法人企業統計」による企業利益について、現行は「規模計」の欄に年度データと四半期データを並べて掲載しているが、年度データは資本金規模1,000万円未満の企業を含むのに対し、四半期データはこれらの企業を含まないことから、誤解を招かないよう四半期データの「規模計」については、「資本金規模1,000万円以上」として掲載し、年度データについてもこれに

対応する数値を追加する。併せて、年度データについては、資本金規模 1,000 万円未満の企業の数値も掲載する。また、年度データと四半期データは別頁とし、趨勢的な動向が観察できるよう、それぞれ掲載する期間を拡大する。

- ・ 「毎月勤労統計調査」による、賃金（現金給与総額）指数、パート比率、所定内給与、月間出勤日数、所定内労働時間、定期給与の推移、常用労働者 1 人平均月間総労働時間及び所定外労働時間の推移について、現行は事業所規模 30 人以上の数値を用いているが、より一般的に利用されている事業所規模 5 人以上の数値を用いる。
- ・ 主要指標の推移（GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率、求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金（現金給与総額）指数及びパート比率）について、現行は季節調整値と原数値が混在しており分かりづらいことから、季節調整値及び季節調整値の前期比（差）については、斜字で記載する。

これらに加え、引き続き、最低賃金の水準や影響、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素の状況などについて様々な検討及び評価を行うための参考資料の一層の整備・充実に向けて検討することが必要である。

（2）賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、加工の仕方なども含めて、アウトプットの出し方なども工夫できるのであれば様々な観点により検討すべきとの意見があったが、短期間に調査結果の集計を行う必要があることから、賃金改定状況調査の集計方法等について、当面は現行の方法を維持することとする。

また、審議における賃金改定状況調査の活用の在り方に関し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を総合的に示している賃金改定状況調査の第 4 表を重視した協議を基本とするべきとの意見がある一方、第 4 表の位置付け、重視の仕方、数字の解釈については労使間で隔たりがあることから、公益委員も含め三者で認識をすり合わせながら審議を進めていきたいとの意見もあった。また、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（調査年の前年の 6 月と調査年の 6 月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）については、令和 4 年度目安審議においては公益委員からの要望を踏まえ、第 4 表③として提出したが、令和 5 年度以降の目安審議においては毎年提出することとする。

（3）その他参考資料の在り方について

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう、都道府県別

の参考資料の充実についても検討すべきという意見があったことも踏まえつつ、引き続き見直しについて検討することが必要である。

4 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、平成7年の全員協議会報告に復して概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

都道府県	①1人当たりの県民所得 (平成27～令和元年)		②雇用者1人当たりの雇 用者報酬 (平成27～令和元年)		③1世帯1月当たりの等 価消費支出(総世帯)(令 和元年)		④消費者物価地域差指 数(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	5,813,231	100.0	5,688,808	100.0	173,238	100.0	104.6	100.0
神奈川	3,161,951	54.4	5,118,733	90.0	167,627	96.8	103.7	99.1
大阪	3,012,549	51.8	4,886,462	85.9	155,852	90.0	99.8	95.4
愛知	3,778,977	65.0	4,957,190	87.1	159,123	91.9	97.8	93.5
千葉	3,082,884	53.0	4,910,600	86.3	161,216	93.1	100.6	96.1
兵庫	2,997,398	51.6	4,969,561	87.4	164,032	94.7	100.0	95.6
埼玉	3,040,438	52.3	4,630,324	81.4	155,009	89.5	100.8	96.4
京都	2,962,624	51.0	4,325,994	76.0	161,254	93.1	100.9	96.5
茨城	3,222,007	55.4	4,573,362	80.4	162,550	93.8	97.9	93.5
静岡	3,400,072	58.5	4,498,818	79.1	150,028	86.6	98.4	94.0
富山	3,251,988	55.9	4,447,246	78.2	163,870	94.6	98.8	94.5
広島	3,212,453	55.3	4,857,183	85.4	161,410	93.2	98.9	94.5
滋賀	3,277,817	56.4	4,627,880	81.4	153,564	88.6	99.6	95.2
栃木	3,377,907	58.1	4,664,214	82.0	156,019	90.1	98.2	93.9
群馬	3,285,331	56.5	4,425,053	77.8	151,173	87.3	96.5	92.2
宮城	3,000,066	51.6	4,449,372	78.2	155,010	89.5	99.1	94.7
山梨	3,016,465	51.9	4,460,182	78.4	157,343	90.8	98.2	93.8
三重	3,088,693	53.1	4,472,746	78.6	147,452	85.1	98.8	94.4
石川	2,984,557	51.3	4,567,402	80.3	156,006	90.1	100.2	95.8
福岡	2,830,933	48.7	4,680,590	82.3	151,997	87.7	97.0	92.7
香川	2,946,895	50.7	4,574,314	80.4	157,781	91.1	98.3	94.0
岡山	2,814,349	48.4	4,464,925	78.5	156,155	90.1	97.9	93.6
福井	3,170,042	54.5	4,753,485	83.6	139,517	80.5	99.4	95.0
奈良	2,712,262	46.7	4,650,011	81.7	155,560	89.8	97.2	92.9
山口	3,200,233	55.1	4,473,848	78.6	149,427	86.3	99.1	94.7
長野	2,919,233	50.2	4,661,405	81.9	156,144	90.1	97.3	93.0
北海道	2,761,825	47.5	4,894,967	86.0	150,613	86.9	100.1	95.7
岐阜	2,980,297	51.3	4,447,889	78.2	149,209	86.1	97.3	93.0
徳島	3,114,800	53.6	4,440,347	78.1	148,161	85.5	99.7	95.3
福島	2,934,832	50.5	4,352,980	76.5	151,296	87.3	99.5	95.1
新潟	2,920,786	50.2	4,333,682	76.2	148,190	85.5	98.5	94.2
和歌山	2,921,402	50.3	4,144,513	72.9	136,400	78.7	99.5	95.1
愛媛	2,658,255	45.7	4,206,487	73.9	140,891	81.3	98.1	93.8
島根	2,867,875	49.3	4,009,860	70.5	153,382	88.5	99.6	95.2
大分	2,659,457	45.7	4,170,619	73.3	148,291	85.6	97.5	93.2
熊本	2,604,679	44.8	3,943,346	69.3	146,616	84.6	98.7	94.4
山形	2,811,061	48.4	4,138,282	72.7	163,178	94.2	100.5	96.0
佐賀	2,730,145	47.0	3,911,742	68.8	150,150	86.7	97.6	93.2
長崎	2,605,275	44.8	4,434,156	77.9	145,051	83.7	99.7	95.3
岩手	2,725,924	46.9	3,985,414	70.1	148,034	85.5	99.1	94.7
高知	2,618,683	45.0	4,142,491	72.8	146,706	84.7	99.5	95.1
鳥取	2,412,626	41.5	3,762,058	66.1	148,222	85.6	98.5	94.2
秋田	2,606,400	44.8	3,868,208	68.0	145,251	83.8	98.3	93.9
鹿児島	2,510,851	43.2	3,710,978	65.2	143,814	83.0	96.6	92.4
宮崎	2,417,797	41.6	3,943,856	69.3	142,577	82.3	96.1	91.8
青森	2,599,151	44.7	3,884,451	68.3	143,328	82.7	98.3	93.9
沖縄	2,342,269	40.3	3,865,281	67.9	128,533	74.2	98.3	94.0

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」
 ②内閣府「県民経済計算年報」
 ③総務省「全国家計構造調査」
 ④総務省「小売物価統計調査」

(注1)③の「等価消費支出」は、1世帯1月当たりの消費支出額を平均世帯人員の平方根で除して算出している。

都道府県	⑤1人当たり家計最終消費支出(平成27～令和元年)		⑥1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑦常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29～令和3年)		⑧常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1～29人(製造業99人))(平成29～令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	2,987,468	100.0	2,324	100.0	2,400	100.0	1,372	100.0
神奈川	2,567,643	85.9	2,062	88.7	2,081	86.7	1,211	88.3
大阪	2,371,504	79.4	1,990	85.6	1,997	83.2	1,212	88.4
愛知	2,463,171	82.5	1,936	83.3	1,970	82.1	1,237	90.2
千葉	2,387,498	79.9	1,848	79.5	1,863	77.6	1,191	86.8
兵庫	2,322,403	77.7	1,839	79.1	1,859	77.5	1,132	82.6
埼玉	2,388,065	79.9	1,822	78.4	1,836	76.5	1,181	86.1
京都	2,341,035	78.4	1,859	80.0	1,856	77.4	1,140	83.1
茨城	2,252,358	75.4	1,820	78.3	1,844	76.8	1,125	82.0
静岡	2,214,400	74.1	1,742	74.9	1,771	73.8	1,122	81.8
富山	2,362,429	79.1	1,664	71.6	1,705	71.0	1,144	83.4
広島	2,269,559	76.0	1,792	77.1	1,803	75.1	1,150	83.8
滋賀	2,186,359	73.2	1,812	77.9	1,857	77.4	1,095	79.8
栃木	2,198,272	73.6	1,767	76.0	1,751	72.9	1,112	81.1
群馬	2,185,597	73.2	1,718	73.9	1,752	73.0	1,126	82.1
宮城	2,226,305	74.5	1,709	73.5	1,699	70.8	1,066	77.7
山梨	2,200,791	73.7	1,704	73.3	1,731	72.1	1,085	79.1
三重	2,105,910	70.5	1,805	77.7	1,809	75.4	1,140	83.1
石川	2,393,478	80.1	1,692	72.8	1,728	72.0	1,102	80.3
福岡	2,203,122	73.7	1,727	74.3	1,755	73.1	1,095	79.8
香川	2,295,674	76.8	1,673	72.0	1,713	71.4	1,092	79.6
岡山	2,177,801	72.9	1,677	72.1	1,703	71.0	1,086	79.2
福井	2,146,672	71.9	1,637	70.4	1,718	71.6	1,076	78.4
奈良	2,337,823	78.3	1,786	76.9	1,726	71.9	1,053	76.8
山口	2,129,475	71.3	1,675	72.1	1,681	70.1	1,011	73.7
長野	2,258,409	75.6	1,688	72.6	1,716	71.5	1,089	79.4
北海道	2,206,826	73.9	1,652	71.1	1,706	71.1	1,087	79.3
岐阜	2,114,058	70.8	1,703	73.3	1,705	71.0	1,080	78.7
徳島	2,211,254	74.0	1,635	70.3	1,674	69.8	1,062	77.4
福島	2,126,265	71.2	1,592	68.5	1,649	68.7	1,045	76.2
新潟	2,217,244	74.2	1,583	68.1	1,653	68.9	1,062	77.4
和歌山	2,023,307	67.7	1,662	71.5	1,685	70.2	1,055	76.9
愛媛	2,104,794	70.5	1,560	67.1	1,600	66.7	1,033	75.3
島根	2,225,465	74.5	1,535	66.0	1,604	66.8	1,015	74.0
大分	2,094,806	70.1	1,564	67.3	1,562	65.1	1,001	73.0
熊本	1,892,093	63.3	1,536	66.1	1,605	66.9	1,011	73.7
山形	2,207,944	73.9	1,488	64.0	1,552	64.7	1,019	74.3
佐賀	1,987,455	66.5	1,496	64.4	1,551	64.6	1,001	73.0
長崎	1,997,909	66.9	1,521	65.5	1,541	64.2	975	71.1
岩手	2,172,748	72.7	1,468	63.2	1,545	64.4	992	72.3
高知	2,138,073	71.6	1,570	67.5	1,614	67.2	997	72.7
鳥取	2,069,232	69.3	1,519	65.3	1,566	65.3	997	72.7
秋田	2,160,544	72.3	1,457	62.7	1,530	63.8	980	71.4
鹿児島	1,980,424	66.3	1,513	65.1	1,531	63.8	980	71.4
宮崎	2,043,832	68.4	1,442	62.1	1,535	63.9	985	71.8
青森	1,987,045	66.5	1,434	61.7	1,470	61.3	968	70.6
沖縄	1,736,635	58.1	1,495	64.3	1,510	62.9	962	70.1

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」
⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29~令和3年)		⑩1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29~令和3年)		⑪短時間労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(5人以上)(平成29~令和3年)		⑫常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・十分位数(1~29人(製造業99人))(平成29~令和3年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	1,515	100.0	1,255	100.0	997	100.0	994	100.0
神奈川	1,343	88.6	1,180	94.0	986	98.9	980	98.6
大阪	1,320	87.1	1,120	89.2	936	93.9	935	94.0
愛知	1,239	81.7	1,114	88.7	907	91.0	906	91.1
千葉	1,245	82.2	1,095	87.2	915	91.8	902	90.7
兵庫	1,232	81.3	1,060	84.4	881	88.4	874	87.9
埼玉	1,220	80.5	1,075	85.7	904	90.7	903	90.9
京都	1,317	86.9	1,049	83.6	891	89.3	886	89.2
茨城	1,165	76.9	1,038	82.7	844	84.7	841	84.6
静岡	1,188	78.4	1,029	82.0	871	87.4	866	87.1
富山	1,145	75.6	1,016	81.0	842	84.5	844	84.9
広島	1,157	76.3	1,032	82.2	857	86.0	851	85.6
滋賀	1,172	77.4	1,048	83.5	861	86.4	849	85.4
栃木	1,124	74.2	1,019	81.2	843	84.6	838	84.3
群馬	1,167	77.0	1,014	80.8	836	83.9	834	83.9
宮城	1,126	74.3	971	77.4	808	81.0	809	81.4
山梨	1,152	76.0	994	79.2	834	83.7	836	84.1
三重	1,149	75.9	1,026	81.8	860	86.3	853	85.8
石川	1,123	74.1	1,011	80.5	833	83.5	836	84.1
福岡	1,117	73.7	990	78.9	821	82.4	823	82.8
香川	1,153	76.1	981	78.1	826	82.8	820	82.5
岡山	1,218	80.4	989	78.8	827	83.0	824	82.9
福井	1,104	72.9	975	77.7	828	83.0	822	82.7
奈良	1,179	77.8	1,015	80.9	838	84.1	824	82.9
山口	1,114	73.5	992	79.0	813	81.6	811	81.6
長野	1,144	75.5	999	79.6	840	84.3	837	84.2
北海道	1,114	73.5	958	76.3	838	84.0	836	84.1
岐阜	1,126	74.3	1,014	80.8	842	84.4	832	83.7
徳島	1,138	75.1	946	75.4	797	80.0	792	79.7
福島	1,063	70.2	940	74.9	786	78.9	791	79.6
新潟	1,085	71.6	968	77.1	814	81.7	815	82.0
和歌山	1,128	74.5	970	77.3	819	82.2	818	82.3
愛媛	1,053	69.5	927	73.9	778	78.1	782	78.7
島根	1,109	73.2	936	74.6	789	79.2	780	78.5
大分	1,056	69.7	931	74.2	774	77.7	773	77.8
熊本	1,060	70.0	915	72.9	778	78.1	781	78.6
山形	1,045	68.9	907	72.3	778	78.1	781	78.6
佐賀	1,099	72.5	897	71.5	783	78.6	777	78.2
長崎	1,048	69.2	900	71.7	782	78.5	769	77.4
岩手	1,045	69.0	898	71.5	775	77.8	769	77.4
高知	1,094	72.2	923	73.6	776	77.9	777	78.2
鳥取	1,129	74.5	919	73.2	791	79.4	780	78.4
秋田	1,013	66.8	874	69.6	769	77.2	768	77.3
鹿児島	1,018	67.2	881	70.2	770	77.2	768	77.3
宮崎	1,025	67.6	878	69.9	776	77.8	766	77.1
青森	1,037	68.5	855	68.1	767	76.9	767	77.2
沖縄	1,062	70.1	901	71.8	783	78.5	775	77.9

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注2)⑩、⑪において、平成28~令和元年
⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 の数値は、令和2年調査の集計方法
⑪厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 に合わせて集計している。
⑫厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都道府県	⑬新規高校学卒者の初任給(10人以上)(平成29～令和3年) (神奈川=100)		⑭地域別最低賃金額(平成30年～令和4年)		⑮1事業従事者当たり付加価値額(製造業)(平成28年) (山梨=100)		⑯1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	181,700	99.7	1,025	100.0	7,678,089	89.2	8,248,613	100.0
神奈川	182,180	100.0	1,023	99.9	7,122,697	82.8	6,277,121	76.1
大阪	178,560	98.0	976	95.2	6,722,087	78.1	7,400,929	89.7
愛知	173,000	95.0	938	91.6	8,215,997	95.5	6,433,339	78.0
千葉	175,660	96.4	936	91.3	6,610,571	76.8	5,686,342	68.9
兵庫	173,940	95.5	912	89.0	6,653,067	77.3	5,783,666	70.1
埼玉	176,620	96.9	939	91.6	6,052,254	70.3	5,673,734	68.8
京都	174,080	95.6	921	89.9	6,545,340	76.0	5,475,238	66.4
茨城	171,260	94.0	862	84.2	7,395,372	85.9	4,888,625	59.3
静岡	172,540	94.7	897	87.5	6,735,039	78.2	5,140,114	62.3
富山	169,460	93.0	861	84.0	5,989,405	69.6	5,503,496	66.7
広島	170,260	93.5	883	86.2	6,781,839	78.8	5,526,902	67.0
滋賀	173,980	95.5	879	85.8	7,441,099	86.5	5,655,791	68.6
栃木	168,340	92.4	866	84.5	7,184,476	83.5	5,213,719	63.2
群馬	171,460	94.1	848	82.8	7,243,991	84.2	5,379,778	65.2
宮城	164,440	90.3	837	81.6	5,695,372	66.2	6,584,945	79.8
山梨	168,980	92.8	850	82.9	8,607,165	100.0	4,676,110	56.7
三重	170,820	93.8	886	86.4	6,402,518	74.4	5,602,564	67.9
石川	168,980	92.8	845	82.4	6,093,855	70.8	5,351,582	64.9
福岡	168,380	92.4	853	83.3	5,921,527	68.8	5,796,567	70.3
香川	167,480	91.9	831	81.1	6,328,651	73.5	5,685,173	68.9
岡山	168,520	92.5	846	82.5	6,311,813	73.3	5,352,583	64.9
福井	171,320	94.0	842	82.1	6,682,775	77.6	5,057,596	61.3
奈良	170,060	93.3	850	82.9	5,093,469	59.2	5,508,240	66.8
山口	166,840	91.6	841	82.1	8,145,531	94.6	4,848,349	58.8
長野	169,520	93.1	861	84.0	5,357,803	62.2	5,012,373	60.8
北海道	163,360	89.7	873	85.2	5,193,013	60.3	5,026,920	60.9
岐阜	169,680	93.1	864	84.3	5,452,087	63.3	5,147,191	62.4
徳島	162,620	89.3	807	78.7	7,165,169	83.2	4,519,689	54.8
福島	163,900	90.0	811	79.2	5,174,039	60.1	5,432,478	65.9
新潟	168,420	92.4	843	82.2	5,059,573	58.8	4,960,862	60.1
和歌山	161,940	88.9	842	82.2	6,435,122	74.8	5,127,113	62.2
愛媛	165,020	90.6	804	78.5	6,439,905	74.8	4,822,170	58.5
島根	162,840	89.4	805	78.6	5,488,793	63.8	4,441,977	53.9
大分	165,180	90.7	804	78.5	5,807,513	67.5	4,543,810	55.1
熊本	159,620	87.6	804	78.4	5,940,277	69.0	4,230,544	51.3
山形	157,380	86.4	804	78.5	4,909,940	57.0	4,049,426	49.1
佐賀	161,600	88.7	804	78.4	5,772,544	67.1	4,182,416	50.7
長崎	157,780	86.6	804	78.4	5,396,553	62.7	4,177,024	50.6
岩手	156,480	85.9	804	78.5	5,059,093	58.8	4,531,689	54.9
高知	160,480	88.1	803	78.4	3,980,097	46.2	4,695,198	56.9
鳥取	161,560	88.7	804	78.4	4,788,458	55.6	4,567,596	55.4
秋田	153,680	84.4	804	78.4	4,797,854	55.7	4,262,621	51.7
鹿児島	157,760	86.6	804	78.4	4,925,217	57.2	4,432,913	53.7
宮崎	156,980	86.2	804	78.4	4,952,192	57.5	4,302,337	52.2
青森	156,720	86.0	804	78.5	4,788,483	55.6	4,123,755	50.0
沖縄	154,560	84.8	803	78.4	4,062,137	47.2	4,568,050	55.4

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑭厚生労働省調べ

⑮総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑯総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

(注3)⑬において、令和2年及び令和3年の数値は、「新規学卒者(高卒)の所定内給与額」を用いている。

都道府県	⑰-a 1事業従事者当たり付加価値額(卸売業)(平成28年)		⑰-b 1事業従事者当たり付加価値額(小売業)(平成28年)		⑰平均	⑱1事業従事者当たり付加価値額(飲食サービス業)(平成28年)(富山=100)		⑲1事業従事者当たり付加価値額(サービス業)(平成28年)	
	原数値	指数	原数値	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	10,573,667	100.0	4,859,533	100.0	100.0	2,287,580	94.7	5,455,739	100.0
神奈川	8,616,016	81.5	3,803,265	78.3	79.9	1,982,597	82.1	4,859,659	89.1
大阪	9,175,134	86.8	3,775,610	77.7	82.2	1,815,642	75.2	4,829,785	88.5
愛知	8,399,687	79.4	4,077,647	83.9	81.7	1,977,308	81.9	4,182,855	76.7
千葉	8,759,765	82.8	3,919,130	80.6	81.7	1,978,577	81.9	4,132,887	75.8
兵庫	8,162,535	77.2	3,803,868	78.3	77.7	1,889,501	78.2	3,850,269	70.6
埼玉	8,132,300	76.9	3,656,149	75.2	76.1	1,931,658	80.0	3,688,452	67.6
京都	7,178,425	67.9	3,249,230	66.9	67.4	1,990,988	82.5	3,712,532	68.0
茨城	8,589,482	81.2	3,815,685	78.5	79.9	1,780,517	73.7	4,320,659	79.2
静岡	8,054,128	76.2	3,761,197	77.4	76.8	1,951,935	80.8	4,299,756	78.8
富山	7,112,625	67.3	3,786,955	77.9	72.6	2,414,706	100.0	4,189,709	76.8
広島	7,392,863	69.9	3,556,399	73.2	71.6	1,855,984	76.9	3,726,382	68.3
滋賀	6,848,699	64.8	3,633,475	74.8	69.8	1,806,958	74.8	3,679,375	67.4
栃木	7,749,228	73.3	3,593,369	73.9	73.6	1,789,277	74.1	4,169,900	76.4
群馬	9,120,117	86.3	3,941,713	81.1	83.7	1,881,931	77.9	3,655,474	67.0
宮城	9,967,498	94.3	4,226,022	87.0	90.6	1,897,527	78.6	4,031,359	73.9
山梨	8,102,082	76.6	3,832,306	78.9	77.7	1,769,549	73.3	3,383,120	62.0
三重	6,688,674	63.3	3,617,946	74.5	68.9	1,849,936	76.6	3,548,797	65.0
石川	7,530,013	71.2	3,581,076	73.7	72.5	1,995,104	82.6	3,638,987	66.7
福岡	7,546,467	71.4	3,905,713	80.4	75.9	1,984,725	82.2	3,984,071	73.0
香川	7,102,630	67.2	3,370,358	69.4	68.3	1,941,448	80.4	3,885,820	71.2
岡山	6,398,907	60.5	3,746,907	77.1	68.8	1,862,701	77.1	3,713,992	68.1
福井	6,354,610	60.1	3,788,908	78.0	69.0	1,881,938	77.9	3,946,118	72.3
奈良	6,830,966	64.6	3,603,464	74.2	69.4	1,767,295	73.2	3,430,913	62.9
山口	5,586,502	52.8	3,508,382	72.2	62.5	1,735,975	71.9	3,762,684	69.0
長野	6,321,464	59.8	3,530,015	72.6	66.2	1,859,844	77.0	3,540,326	64.9
北海道	7,916,180	74.9	3,462,681	71.3	73.1	1,935,972	80.2	3,657,253	67.0
岐阜	6,274,189	59.3	3,829,388	78.8	69.1	1,686,919	69.9	3,573,318	65.5
徳島	5,322,453	50.3	3,686,331	75.9	63.1	1,788,444	74.1	3,446,273	63.2
福島	5,723,552	54.1	3,623,268	74.6	64.3	1,936,101	80.2	3,758,638	68.9
新潟	6,279,656	59.4	3,350,652	69.0	64.2	1,768,921	73.3	3,358,633	61.6
和歌山	5,487,853	51.9	3,211,073	66.1	59.0	1,747,927	72.4	3,006,886	55.1
愛媛	5,879,201	55.6	3,326,421	68.5	62.0	1,864,989	77.2	3,610,167	66.2
島根	5,733,089	54.2	3,341,954	68.8	61.5	1,965,539	81.4	3,092,428	56.7
大分	6,281,246	59.4	3,413,236	70.2	64.8	1,843,762	76.4	3,214,665	58.9
熊本	6,723,386	63.6	3,409,772	70.2	66.9	1,929,367	79.9	3,482,302	63.8
山形	5,746,472	54.3	3,609,019	74.3	64.3	1,853,799	76.8	3,213,125	58.9
佐賀	5,248,166	49.6	3,598,607	74.1	61.8	1,821,016	75.4	3,334,281	61.1
長崎	5,296,136	50.1	3,836,272	78.9	64.5	1,767,076	73.2	3,577,166	65.6
岩手	6,955,342	65.8	3,380,712	69.6	67.7	1,862,800	77.1	3,065,712	56.2
高知	5,469,569	51.7	3,085,598	63.5	57.6	1,676,505	69.4	3,451,793	63.3
鳥取	4,985,602	47.2	3,416,946	70.3	58.7	1,857,237	76.9	3,210,357	58.8
秋田	5,845,008	55.3	3,201,440	65.9	60.6	1,756,560	72.7	3,189,262	58.5
鹿児島	5,833,075	55.2	2,914,021	60.0	57.6	1,794,369	74.3	3,275,396	60.0
宮崎	5,860,326	55.4	3,163,678	65.1	60.3	1,717,778	71.1	2,977,964	54.6
青森	5,814,366	55.0	3,183,979	65.5	60.3	1,788,949	74.1	3,022,910	55.4
沖縄	5,979,941	56.6	3,322,019	68.4	62.5	1,776,128	73.6	3,156,565	57.9

資料出所 ⑰総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑱総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
⑲総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

諸指標による都道府県の総合指数

東京	100.0
神奈川	89.2
大阪	86.6
愛知	86.4
千葉	83.7
埼玉	82.1
埼玉	81.7
茨城	81.2
静岡	80.7
富山	80.5
富山	80.5
広島	80.3
滋賀	80.2
栃木	79.6
群馬	79.4
宮城	78.9
山梨	78.6
山梨	78.6
三重	78.4
三重	78.4
石川	78.4
福井	78.1
香川	77.4
岡山	77.3
福井	76.9
奈良	76.9
山梨	76.8
長野	76.8
北海道	76.8
北海道	76.1
岐阜	75.4
徳島	74.6
福井	74.3
新潟	74.0
和歌山	73.4
愛媛	73.0
島根	72.4
熊本	72.2
山形	72.0
山形	71.6
佐賀	71.5
長崎	71.4
岩手	71.4
高知	71.1
鳥取	71.0
秋田	69.7
鹿角	69.6
宮崎	69.2
青森	69.0
沖縄	68.5
沖縄	68.5

各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都 道 府 県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

群馬地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 群馬地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときのほか、群馬労働局長(以下「局長」という。)5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規程は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答弁書を局長に送付するものとする。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月2日から施行する。

最低賃金審議会令（第6条第5項抜粋）

- 第1条（名称）省略
- 第2条（組織）省略
- 第3条（委員の推薦）省略
- 第4条（臨時委員の任命等）省略
- 第5条（会議）省略
- 第6条（最低賃金専門部会）
 - 第1項～第4項 省略

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第6項～第7項 省略

- 第7条（庶務）省略
 - 第8条（雑則）省略
- 附則（省略）

令和5年度最低賃金に関する実態調査

賃金改定状況調査

- 1 調査の目的
中央最低賃金審議会における目安等の審議資料
- 2 調査の範囲及び対象
地域・・・群馬県全域

産業・・・製造業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）
（企業規模及び常用労働者数30人未満の民営事業所）

調査依頼数 169 事業所
- 3 調査事項
令和4年6月分賃金及び令和5年6月分賃金
- 4 調査方法
通信調査（委託先からの発送、郵便報告方式の場合は委託先での回収、オンライン報告方式の場合は本省において回収）
- 5 集計
厚生労働省労働基準局賃金課

最低賃金に関する基礎調査

- 1 調査の目的
地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議資料
- 2 調査の範囲及び対象
地域・・・群馬県全域
産業・・・製造業及び情報通信業のうち新聞業及び出版業（100人未満の民営事業所）
卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）（30人未満の民営事業所）

調査依頼数 2,095 事業所
- 3 調査事項
令和5年6月分賃金
- 4 調査方法
通信調査（委託先からの発送、郵便報告方式の場合は労働局での回収、オンライン報告方式の場合は本省において回収）

5 集計

群馬労働局労働基準部賃金室

集計結果の公表

集計結果のうち、以下の集計表については、本年地方最低賃金審議会の審議終了の4ヶ月後に厚生労働省ホームページ及びe - s t a tへ掲載します。ただし、必要に応じて地方最低賃金審議会において一部公表とすることも可能です。

産業、就業形態、賃金階級、事業所規模・地域・年齢階級別労働者数

産業、就業形態、賃金階級、性、年齢階級別労働者数

賃金階級、勤続年数階級別労働者数

諸手当の種類別労働者1人平均支給額

集計及び復元方法

「令和3年経済センサスー活動調査」の結果に基づく「事業所母集団データベース（令和3年次フレーム速報）」の産業分類ごとの労働者数により復元し、集計します。

ただし、令和3年次フレーム速報では令和3年調査による産業分類は大分類のみ格納されているため、「平成28年経済センサスー活動調査」等に基づく令和2年次フレームの産業分類を使用しています。

月給者及び日給者については、時間額に換算して集計します。

令和5年度における群馬県特定最低賃金改正決定に係る申出の意向表明状況

適用労働者数は、令和5年1月現在把握のもの

新設・改正の別	件名・適用の範囲	意向表明日	意向表明者（団体名）	適用労働者数	申出期日
改正	群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業 最低賃金 [E220 + E222 + E225(E2251・E2252 除く) + L7282]	令和5年1月18日	日本基幹産業労働組合 連合会 群馬県本部	1,896人	令和5年7月下旬
改正	群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、 その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、 その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、 サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金 [E25(E251 除く) + E260 + E2621(一部) + E2635 (一部) + E2645 + E2652 + E266 + E269(E2693 一 部除く + E2699 除く) + E270 + E271 + E272 + L7282]	令和5年1月18日	J A M北関東群馬県連絡会 (J A M群馬)	16,192人	令和5年7月下旬
改正	群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 [E28 + E29(E2941・E295 除く + E2973 一部除く + E299 除く) + E30 + L7282]	令和5年1月18日	全日本電機・電子・情報 関連産業労働組合連合会 群馬地方協議会	20,463人	令和5年7月下旬
改正	群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金 [E260 + E2621(一部) + E31 + L7282]	令和5年1月18日	全日本自動車産業労働組合 総連合会 群馬地方協議会	42,587人	令和5年7月下旬

2023年6月14日

群馬地方最低賃金審議会 会長

群馬弁護士会
会長

会長声明の送付について

当会では、別添のとおり会長声明を発表しましたので、参考までに送付いたします。

(添付書類)

- ・全国一律の最低賃金の実現及び最低賃金の引上げを求める会長声明

以上



全国一律の最低賃金の実現及び最低賃金の引上げを求める会長声明

1 現行の地域別最低賃金制度は、最低賃金法9条2項（「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」）を根拠としている。

しかし「労働者の生計費ⁱ」は、都市部でも地方でも、月額22～24万円（時給に換算すると1300円～1400円）でありⁱⁱ、地域差はほとんどない。このことは、地域別の最低賃金制度を維持する根拠の希薄さを示すものであり、現行制度によって賃金の地域間格差が固定、拡大する要因になっているとの批判を免れない。したがって、地域間格差を解消し、早期に全国一律の最低賃金制度の実現を目指すことがまず求められるべきである。今回、47都道府県間の格差は縮小傾向にある一方で地域別最低賃金額の差が開く可能性に配慮する等の理由で、ランク区分が4ランクから3ランクに縮小されたが、不十分と言わざるを得ない。

2 現在、群馬県の最低賃金は895円にすぎない。最低賃金近傍の賃金で就労する群馬県内労働者の収入は、約15万円/月額（約180万円/年額）に留まることになり、前記の生計費を大きく下回る。今日の消費生活関連物価の上昇傾向も踏まえると「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準（同法9条3項）を確保するためには、群馬県など低い水準の地域別最低賃金額を、大きく引き上げることが必要である。

3 加えて、「通常の事業の賃金支払能力（同法9条2項）」は、地域による差異のみならず、企業規模や産業、職種の違いによる影響も大きく受けていることが賃金構造基本統計調査から読み取れる。そのため、最低賃金の水準を引き上げる際には、経営基盤が脆弱な中小企業への政策的配慮（「業務改善助成金」制度の活用、社会保険料事業主負担部分の減免等）を行うことが不可避である。

4 以上のとおりであるから、当会は、中小事業者への政策的配慮と併せて、最低賃金を早期に引き上げて地域間格差を解消し、地域別最低賃金を廃止して全国一律化を実現していくよう求めるものである。

2023年6月14日

群馬弁護士会 会長 XXXXXXXXXX

ⁱ 食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保険医療費、交通・通信費、教養娯楽費など労働者の生活に最低必要と考えられる費用を指す。

ⁱⁱ 日本労働組合総連合会の「2017年連合リビングウェイジ～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準の試算～」及び中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授の「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」参照

生活保護制度の概要

1 目的

生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

2 保護の要件

・世帯員全員の、資産、能力その他あらゆるものをすべて活用した上でも、収入が最低生活費に満たない場合に対象となる。

各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提。

・困窮に至った理由は問わない。

3 保護の内容

・扶助の種類は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助。

医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付とし、それ以外は金銭給付が原則。

・各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障。扶助の基準は厚生労働大臣が設定する。

(平成30年10月 生活扶助基準額の例)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	158,900	133,630
高齢者単身世帯(68歳)	79,550	65,500
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	120,410	100,190
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	189,190	161,890

(令和元年10月 生活扶助基準額の例)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	158,210	135,830
高齢者単身世帯(68歳)	78,230	65,270
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	120,240	102,430
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	189,580	164,670

(令和3年4月 生活扶助基準額の例)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	158,760	139,630
高齢者単身世帯(68歳)	77,980	66,300
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,480	106,350
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	190,550	168,360

上記額に加えて、必要に応じて、住宅扶助、医療扶助等が支給される。

4 保護の実施機関

- ・都道府県知事及び市町村長により設置される福祉事務所の長。

5 保護受給に至る手続

- ・申請による場合

事前の相談

保護の申請

保護費の支給

医療機関への入院、保護施設等への入所

- ・職権による場合

6 保護の要否の判定と支給される保護費

- ・厚生労働大臣が定める基準で測定される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護を適用。最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給。

収入：就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助、交通事故の補償等を認定。

~最低生活費~

~~収入~~

保護が適用されないケース

~収入~

保護が適用されるケース

支給される保護費

7 保護適用後の調査及び指導

- ・世帯の実態に応じ、年数回の訪問調査。
- ・収入・資産等の届出を義務付け、定期的に課税台帳との照合を実施。
- ・就労の可能性のある者への就労指導。

厚生労働省
群馬労働局発表
令和5年6月30日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業安定課
課長 時田 明
地方労働市場情報官 橋爪 紀明

労働市場速報(令和5年5月)

有効求人倍率(季節調整値) 1.43 倍【全国 16位/全国 1.31倍】

※前月 有効求人倍率(季節調整値) 1.40 倍【全国 19位/全国 1.32倍】

正社員求人倍率(原数値) 1.01 倍【全国 26位/全国 0.96倍】前年同月 1.09 倍

新規求人倍率(季節調整値) 2.37 倍 (前月: 2.08 倍)

群馬県の求人・求職の状況(原数値)

	5月	前年同月比	前年同月差	ポイント
有効求人数	36,607 人	▲ 2.9 %	▲ 1,089 人	3か月連続の減少
有効求職者数	28,066 人	▲ 1.4 %	▲ 388 人	8か月連続の減少
新規求人数	12,805 人	0.4 %	45 人	3か月ぶりの増加
新規求職者数	6,267 人	▲ 2.1 %	▲ 135 人	3か月連続の減少

- ・ 求人数は前年同月比で新規は増加・有効は減少
- ・ 求職者数は前年同月比で新規・有効ともに減少
- ・ 有効求人倍率(季節調整値)は5か月ぶりの増加

～～産業別新規求人数～～

	新規求人数	5月	前年同月比	前年同月差	ポイント
	全産業	12,805 人	0.4 %	45 人	3か月ぶりの増加
主な産業	建設業	1,109 人	▲ 7.0 %	▲ 83 人	5か月連続の減少
	製造業	1,887 人	▲ 19.5 %	▲ 457 人	2か月連続の減少
	情報通信業	112 人	5.7 %	6 人	3か月ぶりの増加
	運輸業・郵便業	752 人	13.3 %	88 人	3か月ぶりの増加
	卸売・小売業	1,991 人	27.3 %	427 人	5か月連続の増加
	宿泊・飲食サービス	591 人	▲ 23.2 %	▲ 179 人	2か月連続の減少
	医療・福祉	3,557 人	▲ 0.2 %	▲ 7 人	3か月連続の減少
	サービス業	1,353 人	28.4 %	299 人	3か月ぶりの増加

総括

県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、持ち直しの動きに足踏みがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に十分注意していく必要がある。

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開いた求職者数や、ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する「オンライン自主応募」による就職件数等が含まれている。

第1表 一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

項目	年月	令和5年	令和5年	令和4年	対前月増減率 (%)	対前年同月増減 率、差(%、ポイント)	季節調整値対前月 増減率、差(%、ポ イント)
		5月	4月	5月			
全	新規求職者数(人)	6,267	7,509	6,402	▲ 16.5	▲ 2.1	▲ 8.2
	新規求人数(人)	12,805	12,505	12,760	2.4	0.4	4.4
	新規求人倍率(倍)	2.37	2.08	2.26	—	0.11	0.29
	月間有効求職者数(人)	28,066	27,814	28,454	0.9	▲ 1.4	0.3
	月間有効求人数(人)	36,607	36,392	37,696	0.6	▲ 2.9	2.3
	有効求人倍率(倍)	1.43	1.40	1.44	—	▲ 0.01	0.03
	数	うち常用(倍)	1.20	1.19	1.27	—	▲ 0.07
うちパート(倍)		1.38	1.41	1.32	—	0.06	—
就職件数(件)		1,673	1,717	1,667	▲ 2.6	0.4	—
正社員有効求人倍率(倍)		1.01	1.02	1.09	—	▲ 0.08	—

(注) 1. 新規求人倍率及び有効求人倍率(網掛け部分)は季節調整値、他は原数値を掲載している。

2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第2表 産業別新規求人状況(学卒を除きパートを含む)

項目	業	新規求人数(人)				対前年同月比(%)				前年同月差 (人)	
		全数	パート除く		パート	全数	パート除く		パート		
			うち常用				うち常用				
全	産 業	12,805	7,545	7,017	5,260	0.4	▲ 4.0	▲ 5.6	7.3	45	
産 業 別	建 設 業	1,109	1,016	1,011	93	▲ 7.0	▲ 5.5	▲ 6.0	▲ 20.5	▲ 83	
	製 造 業	1,887	1,373	1,341	514	▲ 19.5	▲ 23.7	▲ 22.6	▲ 5.7	▲ 457	
	主 な 業 内 訳	食 料 品	374	226	204	148	7.5	8.7	4.1	5.7	26
		プラスチック製品	138	78	78	60	▲ 28.5	▲ 37.6	▲ 31.6	▲ 11.8	▲ 55
		金属製品	128	98	91	30	▲ 44.3	▲ 49.0	▲ 52.6	▲ 21.1	▲ 102
		はん用機械器具	137	129	129	8	▲ 5.5	22.9	24.0	▲ 80.0	▲ 8
		生産用機械器具製造業	84	80	80	4	▲ 73.5	▲ 74.7	▲ 74.6	300.0	▲ 233
		業務用機械器具製造業	59	48	48	11	40.5	37.1	37.1	57.1	17
		電気機械器具	94	76	75	18	▲ 40.1	▲ 37.7	▲ 17.6	▲ 48.6	▲ 63
	輸送用機械器具	347	308	308	39	▲ 4.7	▲ 4.0	▲ 3.1	▲ 9.3	▲ 17	
	情 報 通 信 業	112	105	87	7	5.7	31.3	35.9	▲ 73.1	6	
	運 輸 業 ・ 郵 便 業	752	502	493	250	13.3	▲ 2.7	▲ 2.4	68.9	88	
	卸 売 ・ 小 売 業	1,991	848	845	1,143	27.3	21.5	31.4	32.0	427	
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	591	223	216	368	▲ 23.2	▲ 25.9	▲ 26.5	▲ 21.5	▲ 179		
医 療 ・ 福 祉	3,557	1,800	1,644	1,757	▲ 0.2	▲ 3.3	▲ 11.5	3.2	▲ 7		
サ ー ビ ス 業	1,353	898	641	455	28.4	32.6	24.0	20.7	299		

(注)新産業分類(平成25年10月改定:26年4月1日施行「日本標準産業分類」)に基づく区分により掲載している。

第3表 時系列でみた一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

年月	新規求職者数		新規求人数		新規求人 倍率 (季節調 整値)	有効求職者数		有効求人数		有効求人 倍率 (季節調 整値)	就職件数	
		対前年 増減率		対前年 増減率			対前年 増減率		対前年 増減率			うち受給者
平成30年度	5,912	▲ 3.5	14,027	1.3	2.37	23,091	▲ 4.3	40,067	2.2	1.74	2,155	454
令和元年度	6,019	1.8	13,526	▲ 3.6	2.25	23,788	3.0	39,020	▲ 2.6	1.64	1,988	454
令和2年度	6,117	1.6	10,905	▲ 19.4	1.78	26,448	11.2	31,223	▲ 20.0	1.18	1,648	407
令和3年度	5,982	▲ 2.2	12,294	12.7	2.06	26,422	▲ 0.1	34,859	11.6	1.32	1,720	414
令和4年度	5,916	▲ 1.1	13,369	8.7	2.26	26,079	▲ 1.3	38,660	10.9	1.48	1,657	398
4年 5月	6,402	12.1	12,760	22.9	r 2.26	28,454	1.7	37,696	20.2	r 1.44	1,667	383
6月	5,996	▲ 1.4	13,220	12.0	r 2.28	27,817	1.6	38,048	19.6	r 1.46	1,890	466
7月	5,333	▲ 1.3	13,248	12.2	r 2.33	26,438	1.7	37,746	16.4	r 1.48	1,638	391
8月	5,796	8.1	13,996	28.6	r 2.43	25,997	1.8	39,135	20.2	r 1.53	1,456	391
9月	5,845	▲ 0.9	13,735	9.7	r 2.26	26,065	1.9	39,594	16.9	r 1.53	1,718	427
10月	5,554	▲ 7.1	13,873	2.1	r 2.33	25,859	▲ 1.3	40,323	13.0	r 1.54	1,601	388
11月	5,044	▲ 6.7	13,080	11.2	r 2.37	24,878	▲ 5.4	39,402	8.2	r 1.55	1,529	437
12月	4,346	▲ 7.9	12,883	4.0	r 2.45	23,240	▲ 6.8	38,535	7.2	r 1.56	1,327	348
5年 1月	6,258	▲ 2.6	13,791	▲ 9.0	2.23	23,943	▲ 5.5	38,607	1.3	1.47	1,286	319
2月	6,152	4.0	13,435	7.3	2.04	25,171	▲ 2.3	39,067	0.8	1.45	1,696	393
3月	6,701	▲ 1.8	12,877	▲ 3.2	2.15	26,769	▲ 1.9	38,515	▲ 0.6	1.40	2,210	450
4月	7,509	▲ 0.8	12,505	▲ 7.6	2.08	27,814	▲ 1.8	36,392	▲ 2.3	1.40	1,717	348
5月	6,267	▲ 2.1	12,805	0.4	2.37	28,066	▲ 1.4	36,607	▲ 2.9	1.43	1,673	430

(注)1. 年度は月平均(求人倍率は原数値)。

2. r は令和5年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。

3. 受給者は雇用保険受給者を表す。

4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

第4表 群馬県の雇用保険の状況

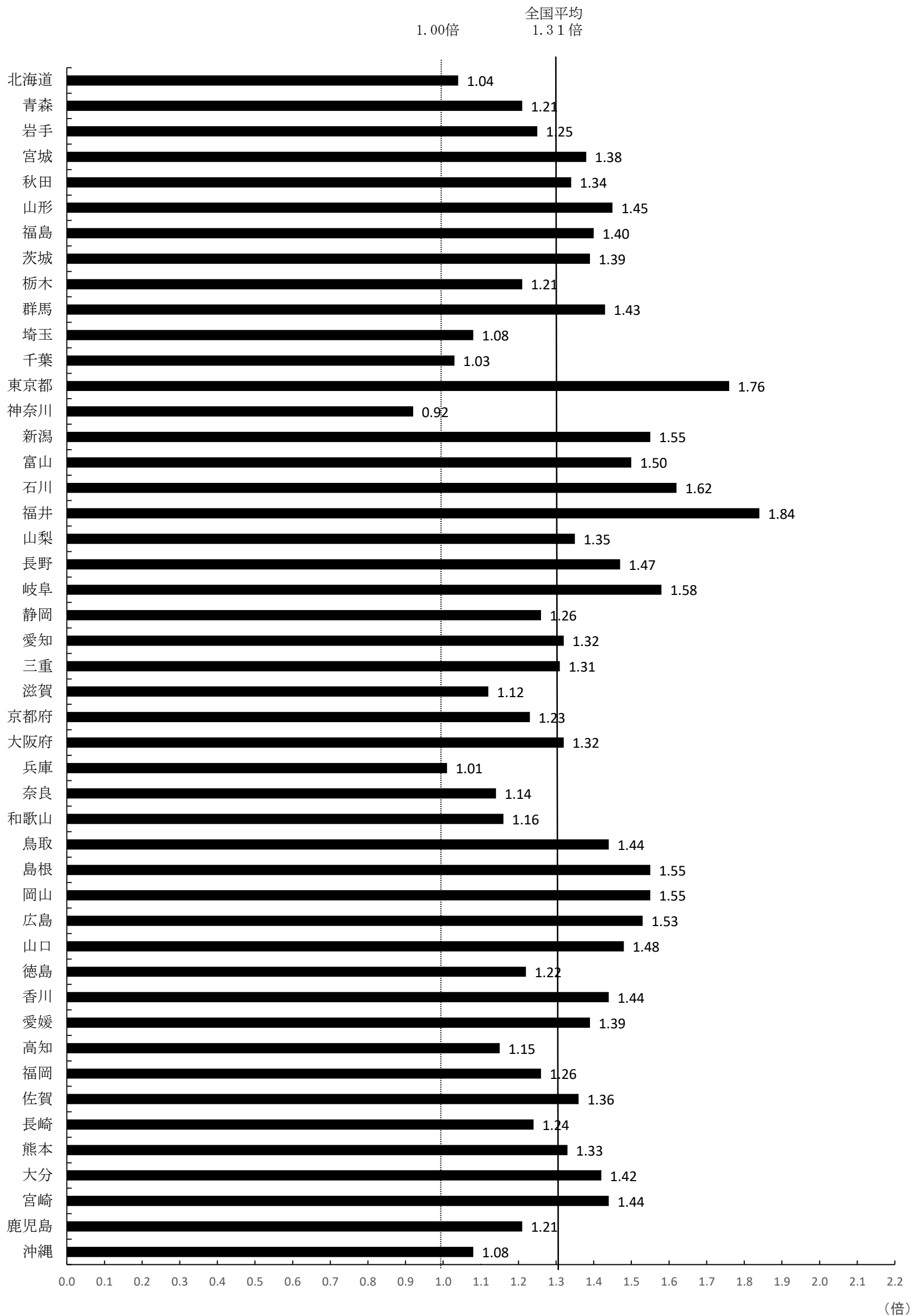
年月	受給資格決定件数		受給者実人員	
		対前年増減率		対前年増減率
平成30年度	1,392	▲ 4.6	4,639	▲ 4.6
令和元年度	1,504	8.0	5,353	15.4
令和2年度	1,867	24.1	7,350	37.3
令和3年度	1,502	▲ 19.5	5,876	▲ 20.1
令和4年度	1,545	2.8	5,561	▲ 5.4
4年 5月	1,943	15.4	5,245	▲ 9.7
6月	1,618	3.8	5,752	▲ 11.2
7月	1,404	2.6	5,916	▲ 10.0
8月	1,471	9.7	6,413	▲ 3.3
9月	1,500	3.4	6,013	▲ 5.6
10月	1,513	3.0	5,782	▲ 2.1
11月	1,336	▲ 5.0	5,583	▲ 4.4
12月	1,103	▲ 2.7	5,305	▲ 4.5
5年 1月	1,502	1.1	5,432	1.1
2月	1,442	18.9	5,236	2.9
3月	1,625	10.6	5,142	0.3
4月	2,116	1.6	5,064	3.1
5月	2,195	13.0	5,850	11.5

第5表 全国の主要指標

年月	項目	全国有効求人倍率 (季節調整値)	完全失業者数 (全国・原数値)	
			(万人)	完全失業率 (季節調整値)
平成30年度		1.62	166	2.4
令和元年度		1.55	162	2.3
令和2年度		1.10	198	2.9
令和3年度		1.16	191	2.8
令和4年度		1.31	178	2.6
4年 5月	r	1.25	191	2.6
6月		1.27	186	2.6
7月	r	1.28	176	2.6
8月	r	1.31	177	2.5
9月	r	1.32	187	2.6
10月	r	1.34	187	2.6
11月		1.35	165	2.5
12月	r	1.36	158	2.5
5年 1月		1.35	164	2.4
2月		1.34	174	2.6
3月		1.32	193	2.8
4月		1.32	190	2.6
5月		1.31	188	2.6

(注) 1. 年度は月平均。 2. 年度の求人倍率及び失業率は実数。 3. 失業者数及び失業率は総務省労働力調査による。
 4. r は令和5年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。 5. 受給資格決定件数は速報値のため修正があり得る。
 6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

都道府県別有効求人倍率：季節調整値
 (新規学卒者を除きパートタイムを含む)
 令和5年5月 全国平均1.31 [原数値1.21倍]



(注)1 季節調整値計算(季節調整値替え)は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改定される。
 (注)2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

前月との比較(令和5年5月)

有効(求人・求職・求人倍率)

	5月	前月比(%、ポイント)
有効求人	37,743 人	2.3 %
有効求職	26,358 人	0.3 %
有効求人倍率	1.43	0.03 P

数値はすべて季節調整値

新規(求人・求職・求人倍率)

	5月	前月比(%、ポイント)
新規求人	13,330 人	4.4 %
新規求職	5,622 人	▲ 8.2 %
新規求人倍率	2.37	0.29 P

数値はすべて季節調整値

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

産業別新規求人数（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

※「製造業」のうち、主な業種別（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

群馬労働局職業安定部職業安定課

	全産業 (%)	建設業 (%)	製造業 (%)	情報通信業 (%)	運輸業、 郵便業 (%)	卸売・小売業 (%)	宿泊業、飲食 サービス業 (%)	医療・福祉 (%)	サービス業 (%)
5年5月	0.4	▲ 7.0	▲ 19.5	5.7	13.3	27.3	▲ 23.2	▲ 0.2	28.4
5年4月	▲ 7.6	▲ 17.6	▲ 21.2	▲ 3.5	▲ 19.1	12.9	▲ 14.6	▲ 4.3	▲ 0.4
5年3月	▲ 3.2	▲ 3.7	3.4	▲ 1.0	▲ 8.8	0.4	6.8	▲ 11.5	▲ 1.8
5年2月	7.3	▲ 5.9	▲ 6.5	46.9	17.6	17.4	53.1	11.2	1.7
5年1月	▲ 9.0	▲ 9.0	▲ 8.2	▲ 10.6	▲ 16.5	5.8	▲ 15.7	▲ 9.7	▲ 16.5
4年12月	4.0	2.5	13.4	▲ 3.6	3.8	▲ 12.3	3.1	▲ 7.1	12.0
4年11月	11.2	6.1	1.2	36.8	33.3	51.8	23.1	7.4	1.8
4年10月	2.1	▲ 3.0	3.6	27.8	▲ 11.8	10.1	▲ 12.6	3.6	▲ 3.1
4年9月	9.7	▲ 10.9	22.5	32.9	31.0	▲ 8.4	57.1	▲ 0.5	29.3
4年8月	28.6	16.2	30.2	83.8	27.6	134.5	83.0	2.0	17.0
4年7月	12.2	5.9	21.6	42.1	28.5	12.1	38.9	2.8	11.9
4年6月	12.0	0.6	13.2	26.7	53.4	▲ 10.3	63.0	5.8	10.5
4年5月	22.9	10.3	29.3	14.0	25.0	29.6	64.5	20.6	15.4
4年4月	18.4	12.0	39.5	12.9	15.7	25.8	24.0	6.7	33.3
4年3月	9.7	▲ 7.9	24.6	41.4	24.4	5.0	10.4	10.3	10.2
4年2月	8.2	3.1	35.4	▲ 4.7	19.4	▲ 3.6	25.9	▲ 0.5	9.2
4年1月	23.7	12.8	33.7	63.0	34.3	59.7	45.2	7.1	33.9
3年12月	18.5	14.1	48.3	4.7	31.2	18.7	7.0	13.3	21.8
3年11月	7.3	▲ 13.4	39.1	▲ 13.6	29.3	▲ 9.2	35.6	▲ 1.6	16.3
3年10月	14.6	7.0	24.7	▲ 4.0	27.2	47.8	37.6	3.4	14.1
3年9月	11.2	14.6	48.2	▲ 10.6	▲ 6.6	7.8	28.0	3.7	13.2
3年8月	13.4	▲ 15.2	51.8	3.0	42.5	10.5	2.3	3.3	32.7
3年7月	10.4	8.6	40.6	15.9	25.1	10.6	▲ 23.5	8.6	8.2
3年6月	12.9	11.8	54.3	▲ 9.5	18.6	16.9	32.5	3.0	17.8

	【製造業全体】 (%)	食 料 品 (%)	プラスチック製 品 (%)	金 属 製 品 (%)	はん用機械器 具製造業 (%)	生産用機械器 具製造業 (%)	業務用機械器 具製造業 (%)	電気機械 器具 (%)	輸送用機械器 具 (%)
5年5月	▲ 19.5	7.5	▲ 28.5	▲ 44.3	▲ 5.5	▲ 73.5	40.5	▲ 40.1	▲ 4.7
5年4月	▲ 21.2	▲ 21.6	▲ 11.5	▲ 25.8	▲ 32.6	▲ 11.9	▲ 52.6	▲ 18.8	▲ 0.6
5年3月	3.4	▲ 0.7	▲ 28.5	▲ 1.2	24.0	91.3	▲ 28.6	13.4	7.1
5年2月	▲ 6.5	22.6	▲ 19.1	▲ 35.5	28.8	▲ 45.8	▲ 3.8	▲ 15.3	▲ 12.2
5年1月	▲ 8.2	21.6	▲ 14.9	▲ 7.7	▲ 31.7	▲ 22.2	▲ 49.3	4.0	▲ 11.6
4年12月	13.4	8.0	▲ 20.6	41.9	▲ 2.5	175.4	▲ 29.6	▲ 1.6	10.5
4年11月	1.2	26.4	35.7	▲ 28.2	13.1	▲ 15.2	0.0	▲ 13.3	▲ 16.8
4年10月	3.6	8.9	▲ 4.1	34.5	14.9	▲ 29.5	▲ 4.2	▲ 20.6	39.1
4年9月	22.5	9.5	▲ 19.7	37.8	19.1	50.5	20.4	29.3	44.0
4年8月	30.2	53.4	59.8	▲ 13.6	▲ 5.1	295.9	▲ 2.2	▲ 12.0	4.6
4年7月	21.6	26.2	11.7	33.1	36.7	15.3	78.3	51.1	32.9
4年6月	13.2	27.1	16.1	26.7	▲ 11.7	28.0	33.3	23.7	▲ 3.9
4年5月	29.3	26.1	13.5	10.0	33.0	411.3	▲ 22.2	41.4	▲ 3.4
4年4月	39.5	46.1	19.6	45.9	50.9	20.0	▲ 11.6	17.0	87.6
4年3月	24.6	41.8	54.2	15.5	▲ 16.0	36.8	2.1	53.0	0.7
4年2月	35.4	26.2	47.4	22.5	▲ 5.1	110.5	23.8	14.9	14.2
4年1月	33.7	26.1	34.5	47.8	22.8	13.5	67.5	19.0	89.7
3年12月	48.3	41.2	39.9	26.2	55.2	114.5	35.0	56.2	24.6
3年11月	39.1	34.0	14.1	52.3	136.4	98.0	51.9	43.5	19.2
3年10月	24.7	31.4	17.1	20.8	116.9	38.3	33.3	68.9	9.5
3年9月	48.2	53.7	88.3	26.4	98.7	32.0	75.0	54.0	9.4
3年8月	51.8	1.1	41.1	47.8	160.4	60.9	76.9	137.7	28.0
3年7月	40.6	81.1	27.3	9.8	64.1	105.6	▲ 34.3	▲ 13.8	67.8
3年6月	54.3	4.6	67.2	153.0	77.2	53.8	121.1	114.1	129.3

令和5年度 新規求職者(常用)の態様別内訳(パートを除く)

	4年5月		4年6月		4年7月		4年8月		4年9月		4年10月		4年11月		4年12月		5年1月		5年2月		5年3月		5年4月		5年5月	
	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比
新規求職者数	3,735	7.9	3,749	▲ 3.5	3,421	▲ 3.2	3,708	5.8	3,666	▲ 2.9	3,441	▲ 8.8	3,117	▲ 8.3	2,724	▲ 9.7	3,921	▲ 2.2	3,793	0.7	4,203	▲ 0.6	4,342	1.9	3,701	▲ 0.9
うち在職者	1,323	10.4	1,420	▲ 2.1	1,288	▲ 0.4	1,407	5.4	1,338	▲ 5.2	1,231	▲ 9.9	1,243	▲ 6.6	1,041	▲ 9.3	1,570	3.2	1,567	▲ 7.4	1,656	▲ 2.9	1,233	▲ 4.9	1,288	▲ 2.6
うち離職者	2,181	4.8	2,080	▲ 5.8	1,936	▲ 3.8	2,104	7.3	2,106	▲ 1.3	2,019	▲ 7.2	1,706	▲ 8.9	1,549	▲ 8.5	2,151	▲ 6.6	2,032	8.4	2,270	3.2	2,857	7.4	2,231	2.3
うち事業主都合	489	▲ 16.7	500	▲ 19.1	477	▲ 12.6	465	▲ 1.3	474	▲ 4.0	454	▲ 25.2	385	▲ 21.7	397	▲ 12.9	562	▲ 18.9	457	8.3	551	0.7	842	14.7	553	13.1
うち自己都合	1,593	15.5	1,483	0.7	1,361	1.4	1,542	11.1	1,545	0.2	1,452	▲ 1.0	1,241	▲ 2.9	1,065	▲ 7.2	1,474	▲ 0.9	1,474	9.9	1,603	4.5	1,855	5.4	1,546	▲ 3.0

○ 参 考

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比
新規求職者	83,535	7.6	77,001	▲ 7.8	72,924	▲ 5.3	68,236	▲ 6.4	61,822	▲ 9.4	56,883	▲ 8.0	53,479	▲ 6.0	50,153	▲ 6.2	47,310	▲ 5.7	44,798	▲ 5.3	45,845	2.3	47,432	3.5	44,845	▲ 5.5	43,738	▲ 2.5
うち在職者	17,133	▲ 9.0	20,030	16.9	18,604	▲ 7.1	20,178	8.5	20,586	2.0	20,625	0.2	19,927	▲ 3.4	19,482	▲ 2.2	18,862	▲ 3.2	18,024	▲ 4.4	17,531	▲ 2.7	15,412	▲ 12.1	16,745	8.6	16,381	▲ 2.2
うち離職者	60,589	12.4	49,625	▲ 18.1	45,199	▲ 8.9	41,948	▲ 7.2	36,007	▲ 14.2	31,608	▲ 12.2	29,481	▲ 6.7	27,123	▲ 8.0	25,266	▲ 6.8	23,958	▲ 5.2	25,686	7.2	29,463	14.7	25,432	▲ 13.7	24,795	▲ 2.5
うち事業主都合	29,246	33.2	18,625	▲ 36.3	17,412	▲ 6.5	15,734	▲ 9.6	11,742	▲ 25.4	9,230	▲ 21.4	8,293	▲ 10.2	7,310	▲ 11.9	6,342	▲ 13.2	5,845	▲ 7.8	6,700	14.6	10,417	55.5	6,925	▲ 33.5	5,945	▲ 14.2
うち自己都合	27,478	▲ 4.9	27,397	▲ 0.3	24,860	▲ 9.3	23,849	▲ 4.1	22,391	▲ 6.1	20,784	▲ 7.2	19,682	▲ 5.3	18,462	▲ 6.2	17,630	▲ 4.5	16,864	▲ 4.3	17,724	5.1	17,806	0.5	17,136	▲ 3.8	17,593	2.7

正社員の有効求人倍率

項目 年月	正社員の有効求 人数(A)	常用有効求職者 数(パートを除く) (B)	正社員の有効求 人倍率(原数値) (A/B)	前年同月差	全国:正社員 有効求人倍率 (原数値)	全国:正社員 有効求人倍率 (季節調整値)
				(ポイント)		
3年5月	15,575	17,234	0.90	▲ 0.02	0.82	0.87
3年6月	15,782	16,768	0.94	0.09	0.85	0.90
3年7月	16,004	16,367	0.98	0.16	0.88	0.90
3年8月	16,093	16,261	0.99	0.19	0.88	0.90
3年9月	16,518	16,233	1.02	0.21	0.89	0.90
3年10月	17,254	16,526	1.04	0.19	0.91	0.90
3年11月	17,403	16,431	1.06	0.16	0.93	0.90
3年12月	17,296	15,520	1.11	0.17	0.97	0.91
4年1月	18,052	15,835	1.14	0.20	0.97	0.91
4年2月	18,436	16,116	1.14	0.20	0.97	0.93
4年3月	18,581	16,996	1.09	0.16	0.95	0.95
4年4月	18,177	17,229	1.06	0.16	0.92	0.97
4年5月	18,371	16,905	1.09	0.19	0.91	0.98
4年6月	18,585	16,563	1.12	0.18	0.95	0.99
4年7月	18,374	16,203	1.13	0.15	0.98	1.00
4年8月	18,521	16,208	1.14	0.15	1.00	1.01
4年9月	18,904	16,255	1.16	0.14	1.02	1.02
4年10月	18,827	16,016	1.18	0.14	1.04	1.03
4年11月	18,565	15,362	1.21	0.15	1.07	1.04
4年12月	18,322	14,366	1.28	0.17	1.11	1.04
5年1月	18,059	14,941	1.21	0.07	1.09	1.03
5年2月	18,305	15,581	1.17	0.03	1.06	1.02
5年3月	18,083	16,578	1.09	0.00	1.02	1.02
5年4月	17,252	16,892	1.02	▲ 0.04	0.98	1.03
5年5月	17,010	16,835	1.01	▲ 0.08	0.96	1.03

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

◎正社員有効求人倍率の説明

1. 算出方法

$$\frac{\text{正社員の月間有効求人数 (A)}}{\text{パートタイムを除く常用の月間有効求職者数 (B)}} = \text{正社員有効求人倍率}$$

(注) 分母の「パートタイムを除く常用の有効求職者数」には派遣労働者や契約社員を希望する求職者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。

2. 正社員求人は、現在のシステムでは産業別の求人数データの出力など、各種増減を比較できる基礎データがないために、月々の倍率の増減についての説明は、大変申し訳ありませんができませんので御了承願います。

有効求人倍率（原数値）

	4年5月	4年6月	4年7月	4年8月	4年9月	4年10月	4年11月	4年12月	5年1月	5年2月	5年3月	5年4月	5年5月
群馬県	1.32	1.37	1.43	1.51	1.52	1.56	1.58	1.66	1.61	1.55	1.44	1.31	1.30
前橋	1.13	1.19	1.26	1.32	1.30	1.34	1.44	1.52	1.50	1.45	1.36	1.24	1.23
高崎	1.57	1.56	1.62	1.82	1.89	1.97	1.89	1.93	1.97	1.93	1.85	1.63	1.69
安中	1.44	1.45	1.56	1.54	1.48	1.53	1.60	1.66	1.55	1.38	1.47	1.35	1.37
桐生	1.45	1.51	1.60	1.68	1.77	1.79	1.80	1.93	1.57	1.37	1.04	0.92	0.86
伊勢崎	1.15	1.20	1.31	1.34	1.41	1.45	1.52	1.62	1.60	1.63	1.49	1.44	1.35
太田	1.13	1.17	1.19	1.27	1.27	1.25	1.33	1.33	1.37	1.40	1.28	1.09	1.13
館林	1.37	1.50	1.48	1.47	1.51	1.60	1.72	1.78	1.68	1.56	1.44	1.28	1.28
沼田	1.66	1.79	1.79	1.67	1.58	1.70	1.75	1.85	1.81	1.53	1.49	1.35	1.40
富岡	1.62	1.63	1.67	1.77	1.71	1.84	1.90	2.06	1.90	1.91	1.84	1.81	1.74
藤岡	1.67	1.74	1.79	2.08	1.97	1.83	1.43	1.80	1.74	1.57	1.40	1.41	1.41
渋川	0.95	0.92	1.02	1.03	1.03	1.09	1.13	1.15	1.13	1.05	0.99	0.99	0.91
中之条	1.65	1.78	1.93	2.00	1.90	1.92	1.84	1.69	1.58	1.57	1.49	1.33	1.35

(一般＋パート)

新規求人倍率（原数値）

	4年5月	4年6月	4年7月	4年8月	4年9月	4年10月	4年11月	4年12月	5年1月	5年2月	5年3月	5年4月	5年5月
群馬県	1.99	2.20	2.48	2.41	2.35	2.50	2.59	2.96	2.20	2.18	1.92	1.67	2.04
前橋	1.59	2.04	2.23	1.97	2.02	2.16	2.60	2.60	2.05	1.97	1.79	1.57	1.91
高崎	2.21	2.33	3.09	3.40	2.71	3.22	3.15	3.28	3.04	2.85	2.39	2.29	2.99
安中	2.48	2.27	2.63	2.74	2.53	2.77	3.09	3.07	1.73	2.66	1.93	1.42	2.05
桐生	1.94	2.44	2.77	2.25	2.58	2.88	2.50	3.43	1.43	1.80	1.31	1.02	1.34
伊勢崎	1.80	1.89	2.48	2.03	2.27	2.58	2.36	3.03	2.34	2.30	1.84	2.11	1.82
太田	1.55	2.14	1.75	1.90	2.14	1.74	2.06	2.85	1.97	1.84	1.77	1.12	1.80
館林	2.43	3.03	2.48	2.34	3.09	2.75	3.25	3.75	2.59	2.20	2.25	1.68	2.11
沼田	2.64	2.54	2.94	1.91	2.40	3.02	1.91	2.57	1.98	1.89	1.92	1.63	2.08
富岡	4.00	1.86	2.20	4.24	2.03	2.87	4.73	2.76	2.10	4.02	2.07	1.92	3.51
藤岡	2.38	2.60	3.05	3.69	2.35	2.00	2.06	4.48	1.93	1.35	2.46	1.84	1.61
渋川	1.37	1.37	1.99	1.35	1.62	1.92	1.70	2.05	1.63	1.44	1.56	1.41	1.03
中之条	2.61	2.78	3.81	3.90	3.08	3.39	2.71	1.62	2.15	2.87	1.46	1.62	2.60

(一般＋パート)

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注)を参照してください。

就業地別求人倍率・求人数

就業地別有効求人倍率（季節調整値） 1. 5 2 倍

就業地別新規求人倍率（季節調整値） 2. 5 5 倍

求人数の推移（原数値）

	新規求人数	前年同月比	有効求人数	前年同月比	新規求人倍率 (季節調整値)	有効求人倍率 (季節調整値)
令和4年5月	13,295	15.5	39,724	17.9	2.37	1.53
令和4年6月	14,266	12.7	40,139	17.2	2.43	1.55
令和4年7月	14,278	19.8	40,264	17.2	2.62	1.58
令和4年8月	14,052	15.8	41,254	18.8	2.46	1.61
令和4年9月	14,745	10.0	41,713	15.5	2.43	1.62
令和4年10月	15,099	9.9	42,511	12.9	2.61	1.64
令和4年11月	14,647	7.5	42,925	9.8	2.62	1.66
令和4年12月	13,800	5.5	41,807	8.4	2.63	1.67
令和5年1月	14,460	▲ 5.1	41,346	1.8	2.27	1.58
令和5年2月	14,564	5.4	41,869	2.7	2.25	1.56
令和5年3月	13,742	▲ 3.2	41,101	▲ 0.6	2.22	1.50
令和5年4月	13,434	▲ 5.2	39,449	▲ 1.5	2.28	1.51
令和5年5月	13,650	2.7	39,055	▲ 1.7	2.55	1.52

新規求人数（原数値）は3ヶ月ぶりの増加（前年同月比）

有効求人数（原数値）は3か月連続の減少（前年同月比）

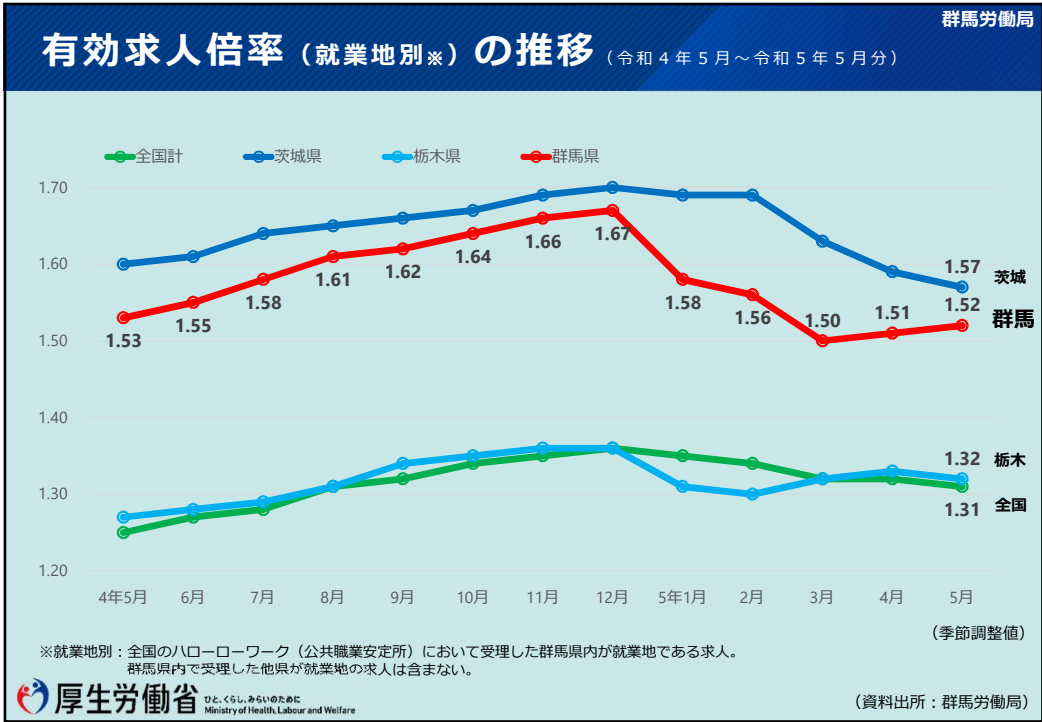
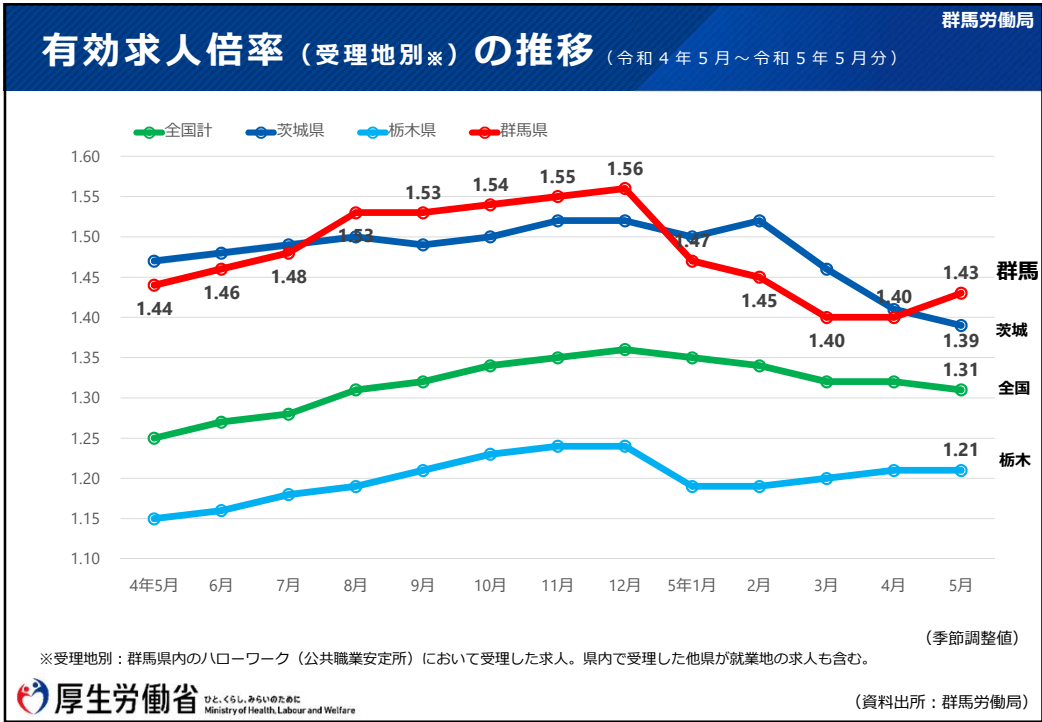
有効求人倍率（季節調整値）は2か月連続の増加（前月比）

産業別新規求人数

新規求人数		5月	前年同月比	前年同月差	備考
産業計		13,650	2.7	355	3か月ぶりの増加
主 な 産 業	建設業	1,121	▲ 4.7	▲ 55	5ヶ月連続の減少
	製造業	1,957	▲ 9.0	▲ 193	5ヶ月連続の減少
	情報通信業	119	26.6	25	6か月連続の増加
	運輸業・郵便業	801	15.4	107	3か月ぶりの増加
	卸売・小売業	1,903	25.7	389	2か月連続の増加
	宿泊・飲食サービス	1,079	▲ 7.5	▲ 88	14か月ぶりの減少
	医療・福祉	3,659	▲ 0.5	▲ 18	3か月連続の減少
	サービス業	1,385	19.0	221	2か月連続の増加
製造業内訳		5月	前年同月比	前年同月差	備考
主 な 内 訳	食料品	381	9.8	34	3か月ぶりの増加
	プラスチック製品	146	▲ 26.3	▲ 52	6か月連続の減少
	金属製品	147	▲ 39.5	▲ 96	5か月連続の減少
	はん用機械器具	150	4.9	7	2か月ぶりの増加
	生産用機械器具	90	▲ 10.0	▲ 10	3か月ぶりの減少
	業務用機械器具	59	40.5	17	3か月ぶりの増加
	電気機械器具	97	▲ 39.4	▲ 63	2か月連続の減少
	輸送用機械器具	360	0.8	3	2か月ぶりの増加

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、

1頁の※を参照してください。





法人企業景気予測調査

(令和5年4～6月期調査)

群馬県分

令和5年6月13日

財務省関東財務局
前橋財務事務所

《お問合せ先》

前橋財務事務所 財務課

TEL: 027-896-2908 (直通)

ホームページ: <https://lfb.mof.go.jp/kantou/maebashi/> (前橋財務事務所)

<https://lfb.mof.go.jp/kantou/> (関東財務局)

<https://www.mof.go.jp/> (財務省)

目 次

調査要領等	1
概 況	2
1. 企業の景況	3
2. 企業収益・設備投資	6
3. 雇 用	7
4. 国内の景況	8
5. 設 備 判 断	9
6. 設備投資のスタンス	10
7. 資金調達方法	11
<参考資料>企業収益の全業種集計	12

《調査要領等》

1. 調査時点	令和5年5月15日
2. 調査の対象期間	
(1) 判断項目	令和5年4～6月（又は6月末）は現状判断 令和5年7～9月（又は9月末）、 令和5年10～12月（又は12月末）は見通し判断
(2) 計数項目	令和5年度は実績見込み
3. 調査対象の範囲及び選定方法	
	群馬県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、資本金という。）1千万円以上※の法人で法人企業統計四半期別調査の対象法人などから一定の方法により選定。なお、資本金30億円以上の法人については全数を選定。 ※「電気・ガス・水道業」及び「金融業、保険業」は資本金1億円以上の法人から選定。
4. 調査の方法	調査票による郵送またはオンライン調査（自計記入による）
5. 集計の方法	法人企業統計の業種分類による単純集計

《調査対象法人・回収率》

	規 模 別			業 種 別		合 計
	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業	製 造 業	非 製 造 業	
対象法人数	29	24	87	48	92	140
回答法人数	28	21	63	41	71	112
ウェイト(%)	25.0	18.8	56.3	36.6	63.4	100.0
回収率(%)	96.6	87.5	72.4	85.4	77.2	80.0

- (注) 1. 大企業：資本金10億円以上
中堅企業：資本金1億円以上10億円未満
中小企業：資本金1千万円以上1億円未満
2. 表中のウェイトは、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

(参考)

<p>B S I（ビジネス・サーベイ・インデックス）の読み方 (例) 「企業の景況」の場合 前期と比べて 「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0% 「不変」と回答した法人の構成比・・・25.0% 「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0% 「不明」と回答した法人の構成比・・・5.0%</p> <p>B S I = (「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0%) - (「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0%) = 10.0%ポイント</p>

概 況

(1) 企業の景況

現状判断は、「下降」超幅が縮小

(2) 売上高(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

5年度は、増収見込み

(3) 経常利益(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

5年度は、減益見込み

(4) 設備投資(除く土地購入額、含むソフトウェア投資額)

5年度は、増加見込み

(5) 雇 用

現状判断は、「不足気味」超幅が縮小

(6) 国内の景況

現状判断は、「上昇」超に転じる

(7) 設備判断

現状判断は、「不足」超幅が縮小

※いずれも全規模・全産業ベース

1. 企業の景況

－ 現状判断は、「下降」超幅が縮小 －

5年4～6月期の企業の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「下降」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業は「下降」超幅が縮小し、中堅企業は「上昇」超に転じ、中小企業は「下降」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「下降」超幅が縮小している。

先行きについては、大企業は7～9月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業は7～9月期に「下降」超に転じるものの、10～12月期に再び「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

《表1》企業の景況判断BSI

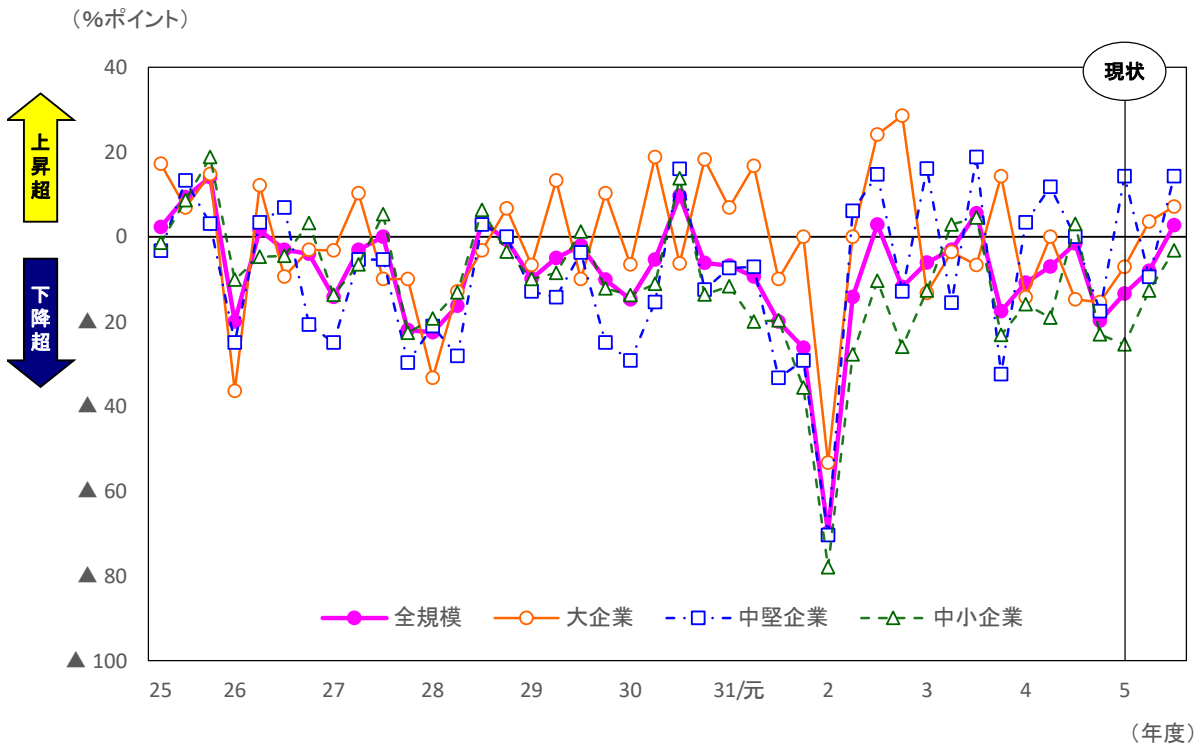
(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

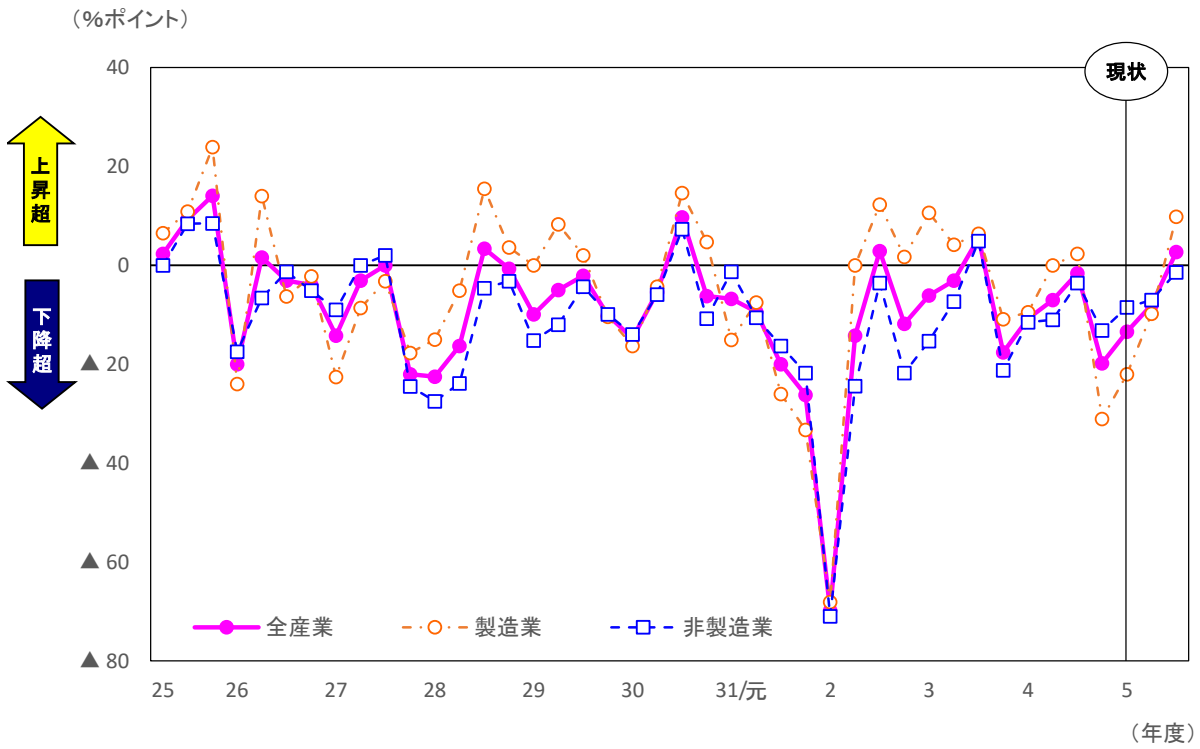
	5年1～3月	5年4～6月	5年7～9月	5年10～12月
全規模・全産業	(▲19.8)	▲13.4 (0.0)	▲8.0 (1.7)	2.7
大企業	(▲15.4)	▲7.1 (▲15.4)	3.6 (0.0)	7.1
中堅企業	(▲17.6)	14.3 (14.7)	▲9.5 (2.9)	14.3
中小企業	(▲23.0)	▲25.4 (▲1.6)	▲12.7 (1.6)	▲3.2
製造業	(▲31.1)	▲22.0 (4.4)	▲9.8 (6.7)	9.8
非製造業	(▲13.2)	▲8.5 (▲2.6)	▲7.0 (▲1.3)	▲1.4

(注) () 書は前回(5年1～3月期)調査結果。

【図1】規模別企業の景況判断BSIの推移



【図2】業種別企業の景況判断BSIの推移



《表2》企業の景況判断の決定要因

(回答社数構成比:%)

		全規模・全産業			製 造 業			非 製 造 業		
		4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月
上	①国内需要(売上)	83.3	94.1	100.0	80.0	85.7	100.0	84.6	100.0	100.0
	②海外需要(売上)	5.6	11.8	0.0	20.0	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0
	③販売価格	66.7	52.9	43.8	60.0	42.9	25.0	69.2	60.0	62.5
	④仕入価格	33.3	52.9	31.3	20.0	57.1	37.5	38.5	50.0	25.0
	⑤仕入以外のコスト	11.1	17.6	25.0	20.0	28.6	50.0	7.7	10.0	0.0
	⑥資金繰り・資金調達	5.6	0.0	12.5	0.0	0.0	12.5	7.7	0.0	12.5
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	5.9	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	5.6	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
昇	①国内需要(売上)	87.9	80.8	76.9	92.9	81.8	100.0	84.2	80.0	66.7
	②海外需要(売上)	12.1	11.5	0.0	28.6	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	③販売価格	33.3	38.5	61.5	28.6	45.5	50.0	36.8	33.3	66.7
	④仕入価格	57.6	57.7	76.9	57.1	72.7	75.0	57.9	46.7	77.8
	⑤仕入以外のコスト	24.2	19.2	23.1	28.6	18.2	25.0	21.1	20.0	22.2
	⑥資金繰り・資金調達	6.1	15.4	23.1	0.0	9.1	25.0	10.5	20.0	22.2
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	9.1	11.5	23.1	7.1	9.1	25.0	10.5	13.3	22.2
	⑩その他	6.1	3.8	7.7	0.0	0.0	0.0	10.5	6.7	11.1
下	①国内需要(売上)	87.9	80.8	76.9	92.9	81.8	100.0	84.2	80.0	66.7
	②海外需要(売上)	12.1	11.5	0.0	28.6	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	③販売価格	33.3	38.5	61.5	28.6	45.5	50.0	36.8	33.3	66.7
	④仕入価格	57.6	57.7	76.9	57.1	72.7	75.0	57.9	46.7	77.8
	⑤仕入以外のコスト	24.2	19.2	23.1	28.6	18.2	25.0	21.1	20.0	22.2
	⑥資金繰り・資金調達	6.1	15.4	23.1	0.0	9.1	25.0	10.5	20.0	22.2
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	9.1	11.5	23.1	7.1	9.1	25.0	10.5	13.3	22.2
	⑩その他	6.1	3.8	7.7	0.0	0.0	0.0	10.5	6.7	11.1
降	①国内需要(売上)	87.9	80.8	76.9	92.9	81.8	100.0	84.2	80.0	66.7
	②海外需要(売上)	12.1	11.5	0.0	28.6	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	③販売価格	33.3	38.5	61.5	28.6	45.5	50.0	36.8	33.3	66.7
	④仕入価格	57.6	57.7	76.9	57.1	72.7	75.0	57.9	46.7	77.8
	⑤仕入以外のコスト	24.2	19.2	23.1	28.6	18.2	25.0	21.1	20.0	22.2
	⑥資金繰り・資金調達	6.1	15.4	23.1	0.0	9.1	25.0	10.5	20.0	22.2
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	9.1	11.5	23.1	7.1	9.1	25.0	10.5	13.3	22.2
	⑩その他	6.1	3.8	7.7	0.0	0.0	0.0	10.5	6.7	11.1

		大 企 業			中 堅 企 業			中 小 企 業		
		4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月	4～6月	7～9月	10～12月
上	①国内需要(売上)	100.0	100.0	100.0	83.3	100.0	100.0	77.8	90.9	100.0
	②海外需要(売上)	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0
	③販売価格	33.3	33.3	0.0	66.7	66.7	25.0	77.8	54.5	60.0
	④仕入価格	0.0	0.0	50.0	33.3	66.7	25.0	44.4	63.6	30.0
	⑤仕入以外のコスト	33.3	33.3	50.0	0.0	0.0	25.0	11.1	18.2	20.0
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	25.0	0.0	0.0	10.0
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0
昇	①国内需要(売上)	80.0	50.0	0.0	66.7	100.0	0.0	92.0	78.9	83.3
	②海外需要(売上)	40.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	10.5	0.0
	③販売価格	20.0	50.0	0.0	33.3	20.0	100.0	36.0	42.1	58.3
	④仕入価格	60.0	100.0	0.0	66.7	60.0	100.0	56.0	52.6	75.0
	⑤仕入以外のコスト	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.0	26.3	25.0
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	8.0	21.1	16.7
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	15.8	25.0
	⑩その他	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	4.0	5.3	8.3
下	①国内需要(売上)	80.0	50.0	0.0	66.7	100.0	0.0	92.0	78.9	83.3
	②海外需要(売上)	40.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	10.5	0.0
	③販売価格	20.0	50.0	0.0	33.3	20.0	100.0	36.0	42.1	58.3
	④仕入価格	60.0	100.0	0.0	66.7	60.0	100.0	56.0	52.6	75.0
	⑤仕入以外のコスト	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.0	26.3	25.0
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	8.0	21.1	16.7
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	15.8	25.0
	⑩その他	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	4.0	5.3	8.3
降	①国内需要(売上)	80.0	50.0	0.0	66.7	100.0	0.0	92.0	78.9	83.3
	②海外需要(売上)	40.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	10.5	0.0
	③販売価格	20.0	50.0	0.0	33.3	20.0	100.0	36.0	42.1	58.3
	④仕入価格	60.0	100.0	0.0	66.7	60.0	100.0	56.0	52.6	75.0
	⑤仕入以外のコスト	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.0	26.3	25.0
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	8.0	21.1	16.7
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	15.8	25.0
	⑩その他	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	4.0	5.3	8.3

(注) 1. 「金融業、保険業」は調査対象外。
 2. 10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比。

2. 企業収益・設備投資

(1) 企業収益（除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」）

－ 5年度は、増収減益見込み －

5年度の「売上高」は、全規模ベースで前年比4.0%の増収見込み、「経常利益」は、同7.9%の減益見込みとなっている。

「売上高」を規模別にみると、大企業は同4.3%、中堅企業は同3.9%の増収見込み、中小企業は同2.6%の減収見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同4.6%、非製造業は同3.7%の増収見込みとなっている。

「経常利益」を規模別にみると、大企業は同12.9%、中小企業は同1.2%の減益見込み、中堅企業は同221.5%の増益見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同61.7%の減益見込み、非製造業は同0.3%の増益見込みとなっている。

(2) 設備投資（除く土地購入額、含むソフトウェア投資額）

－ 5年度は、増加見込み －

5年度の「設備投資」は、全規模・全産業ベースで前年比53.2%の増加見込みとなっている。

これを規模別にみると、大企業は同55.7%、中堅企業は同13.3%、中小企業は同42.4%の増加見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同116.2%、非製造業は同31.1%の増加見込みとなっている。

《表3》企業収益・設備投資（5年度）

(前年比増減率：%)

	売上高	経常利益		設備投資
			(受取配当金を除く)	
全規模・全産業	4.0 (3.3)	▲ 7.9 (74.1)	9.5 (186.2)	53.2 (53.8)
大企業	4.3 (3.4)	▲ 12.9 (60.0)	2.0 (358.0)	55.7 (63.7)
中堅企業	3.9 (4.9)	221.5 (*)	**** (*)	13.3 (41.9)
中小企業	▲ 2.6 (▲ 0.5)	▲ 1.2 (▲ 21.9)	▲ 1.2 (▲ 23.6)	42.4 (▲ 0.7)
製造業	4.6 (3.9)	▲ 61.7 (****)	- (*)	116.2 (103.9)
非製造業	3.7 (2.8)	0.3 (▲ 11.2)	0.2 (▲ 25.0)	31.1 (37.3)

- (注) 1. () 書は前回(5年1~3月期)調査結果。
 2. 全業種の集計結果については、12ページを参照。
 3. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。
 4. 「*」は黒字転化を示す。
 5. 「-」は赤字縮小を示す。
 6. 「****」は増減率1,000%以上を示す。

3. 雇 用

－ 現状判断は、「不足気味」超幅が縮小 －

5年6月末時点の従業員数判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足気味」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業、中小企業は「不足気味」超幅が縮小し、中堅企業は「不足気味」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業は「不足気味」超幅が拡大し、非製造業は「不足気味」超幅が縮小している。

先行きについては、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

《表4》従業員数判断BSI

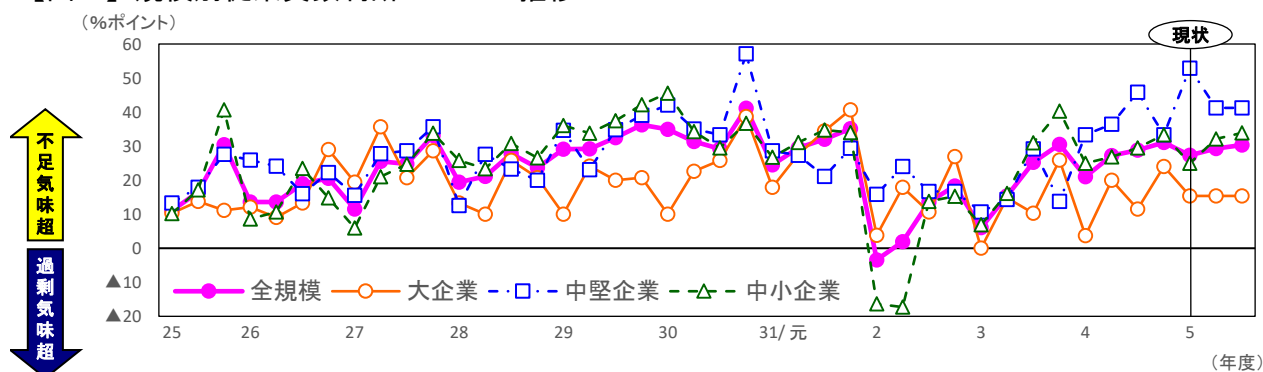
(期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)

(単位:%ポイント)

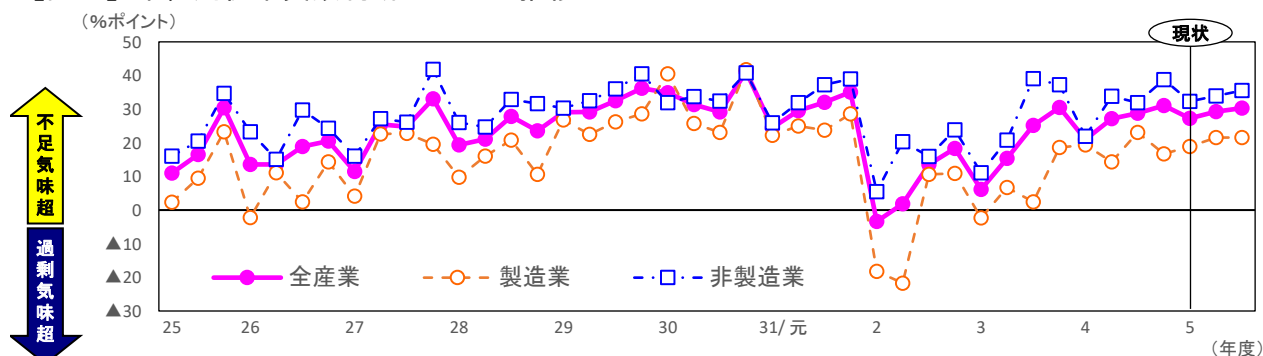
	5年3月末	5年6月末	5年9月末	5年12月末
全規模・全産業	(31.1)	27.3 (27.2)	29.3 (21.4)	30.3
大企業	(24.0)	15.4 (8.0)	15.4 (12.0)	15.4
中堅企業	(33.3)	52.9 (33.3)	41.2 (25.0)	41.2
中小企業	(33.3)	25.0 (33.3)	32.1 (24.1)	33.9
製造業	(16.7)	18.9 (25.0)	21.6 (19.4)	21.6
非製造業	(38.8)	32.3 (28.4)	33.9 (22.4)	35.5

(注) () 書は前回(5年1~3月期)調査結果。

【図3】規模別従業員数判断BSIの推移



【図4】業種別従業員数判断BSIの推移



4. 国内の景況

－ 現状判断は、「上昇」超に転じる －

5年4～6月期の国内の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「上昇」超に転じている。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業は「上昇」超に転じ、中小企業は「下降」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「上昇」超に転じている。

先行きについては、大企業は10～12月期に均衡となる見通し、中堅企業は7～9月期に「下降」超に転じるものの、10～12月期に再び「上昇」超に転じる見通し、中小企業は7～9月期に「上昇」超に転じる見通しとなっている。

《表5》国内の景況判断BSI

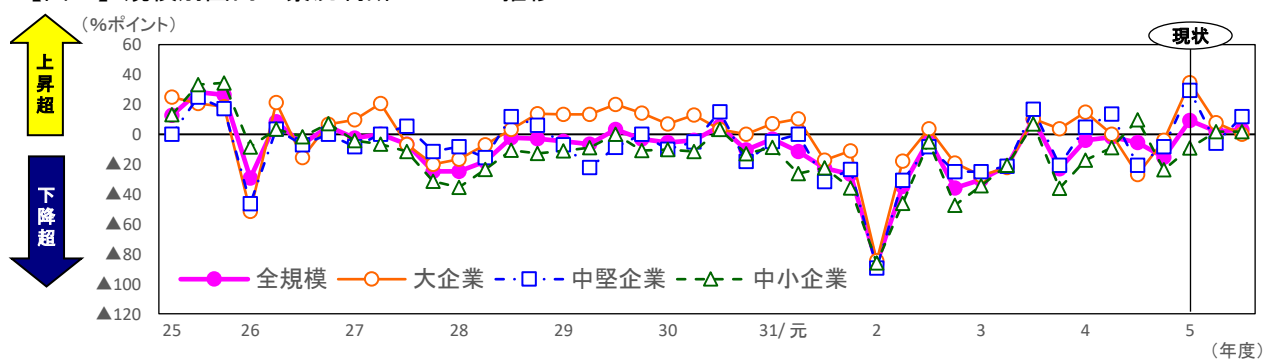
(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

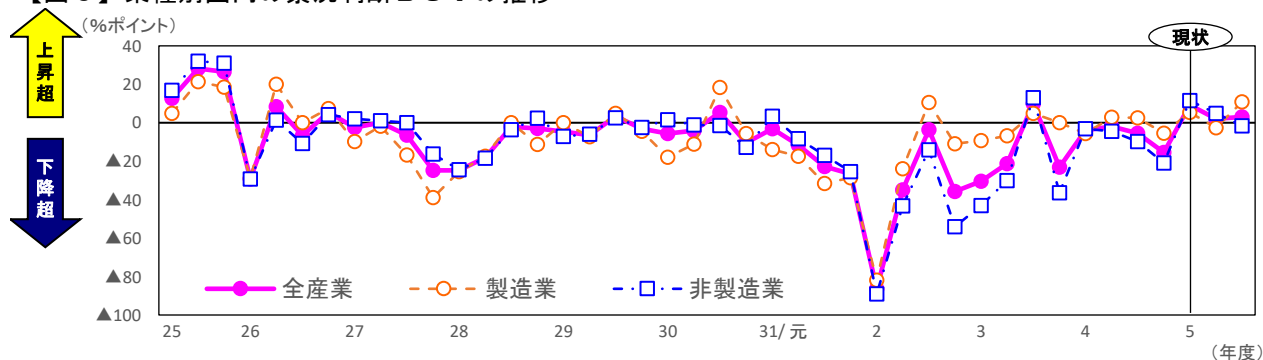
	5年1～3月	5年4～6月	5年7～9月	5年10～12月
全規模・全産業	(▲15.4)	9.2 (▲2.9)	2.0 (▲3.8)	3.1
大企業	(▲4.0)	34.6 (4.0)	7.7 (0.0)	0.0
中堅企業	(▲8.3)	29.4 (0.0)	▲5.9 (0.0)	11.8
中小企業	(▲23.6)	▲9.1 (▲7.3)	1.8 (▲7.3)	1.8
製造業	(▲5.4)	5.4 (5.4)	▲2.7 (13.5)	10.8
非製造業	(▲20.9)	11.5 (▲7.5)	4.9 (▲13.4)	▲1.6

(注) () 書は前回(5年1～3月期)調査結果。

【図5】規模別国内の景況判断BSIの推移



【図6】業種別国内の景況判断BSIの推移



5. 設備判断

－ 現状判断は、「不足」超幅が縮小 －

5年6月末時点の設備判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業、中小企業は「不足」超幅が縮小し、中堅企業は「不足」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「不足」超幅が縮小している。

先行きについては、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足」超で推移する見通しとなっている。

《表6》設備判断BSI

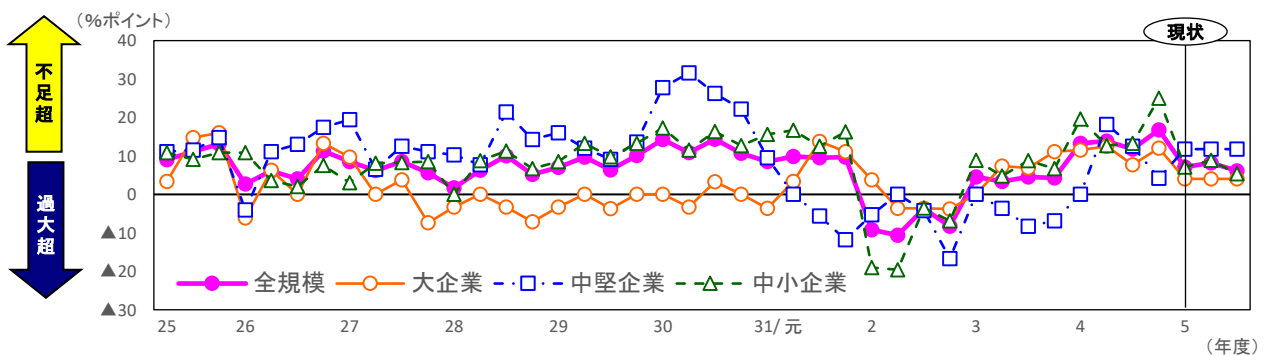
(期末判断「不足」-「過大」社数構成比)

(単位:%ポイント)

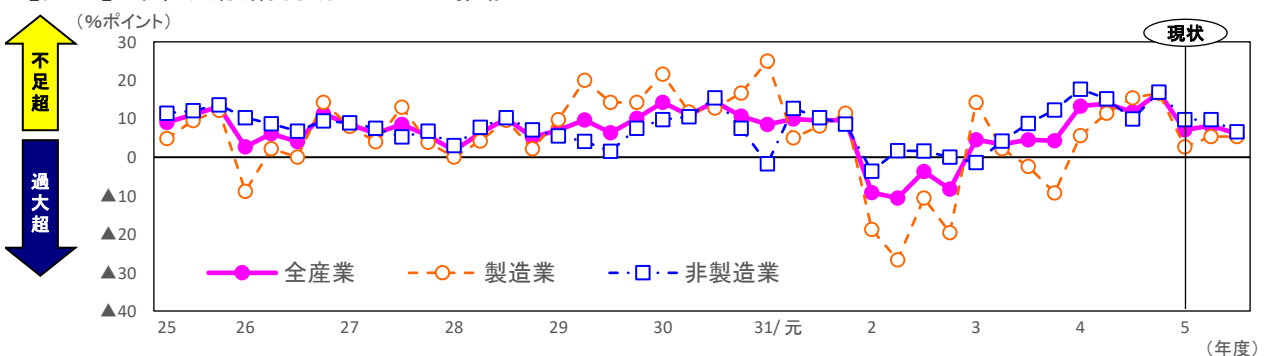
	5年3月末	5年6月末	5年9月末	5年12月末
全規模・全産業	(16.8)	7.1 (12.9)	8.2 (9.9)	6.1
大企業	(12.0)	4.0 (12.0)	4.0 (12.0)	4.0
中堅企業	(4.2)	11.8 (4.2)	11.8 (0.0)	11.8
中小企業	(25.0)	7.1 (17.3)	8.9 (13.5)	5.4
製造業	(16.7)	2.7 (16.7)	5.4 (11.1)	5.4
非製造業	(16.9)	9.8 (10.8)	9.8 (9.2)	6.6

(注) () 書は前回(5年1~3月期)調査結果。

【図7】規模別設備判断BSIの推移



【図8】業種別設備判断BSIの推移



6. 設備投資のスタンス

今年度における「設備投資のスタンス」を全規模・全産業ベースで見ると、回答の多い順に「維持更新」、「製（商）品・サービスの質的向上」、「省力化合理化」となっている。

これを規模別にみると、大企業、中小企業は「維持更新」、中堅企業は「生産（販売）能力の拡大」をあげる企業が最も多い。

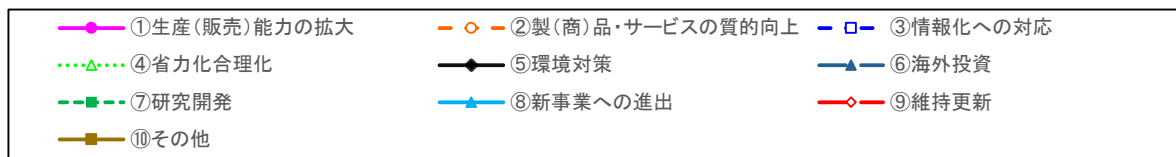
また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「維持更新」をあげる企業が最も多い。

《表7》設備投資のスタンス（1社3項目以内の複数回答）

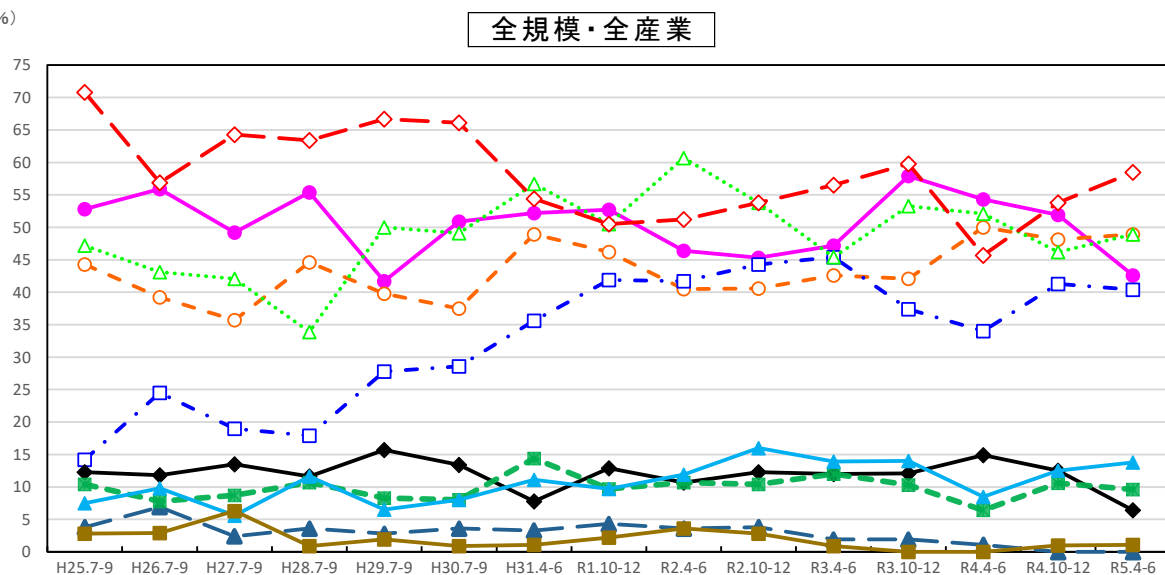
(回答社数構成比:%)

	① 生産(販売)能力の拡大	② 製(商)品・サービスの質的向上	③ 情報化への対応	④ 省力化合理化	⑤ 環境対策	⑥ 海外投資	⑦ 研究開発	⑧ 新事業への進出	⑨ 維持更新	⑩ その他
全規模・全産業	42.6	48.9	40.4	48.9	6.4	0.0	9.6	13.8	58.5	1.1
大企業	26.9	38.5	30.8	57.7	11.5	0.0	23.1	0.0	73.1	0.0
中堅企業	73.3	53.3	33.3	33.3	0.0	0.0	6.7	6.7	46.7	0.0
中小企業	41.5	52.8	47.2	49.1	5.7	0.0	3.8	22.6	54.7	1.9
製造業	52.8	41.7	19.4	55.6	5.6	0.0	13.9	13.9	61.1	0.0
非製造業	36.2	53.4	53.4	44.8	6.9	0.0	6.9	13.8	56.9	1.7

【図9】設備投資のスタンスの推移



(%)



7. 資金調達方法（除く「金融業、保険業」）

今年度における「資金調達方法」を全規模・全産業ベースでみると、回答の多い順に「民間金融機関」、「内部資金」、「公的機関」となっている。

これを規模別にみると、大企業は「内部資金」、中堅企業、中小企業は「民間金融機関」をあげる企業が最も多い。

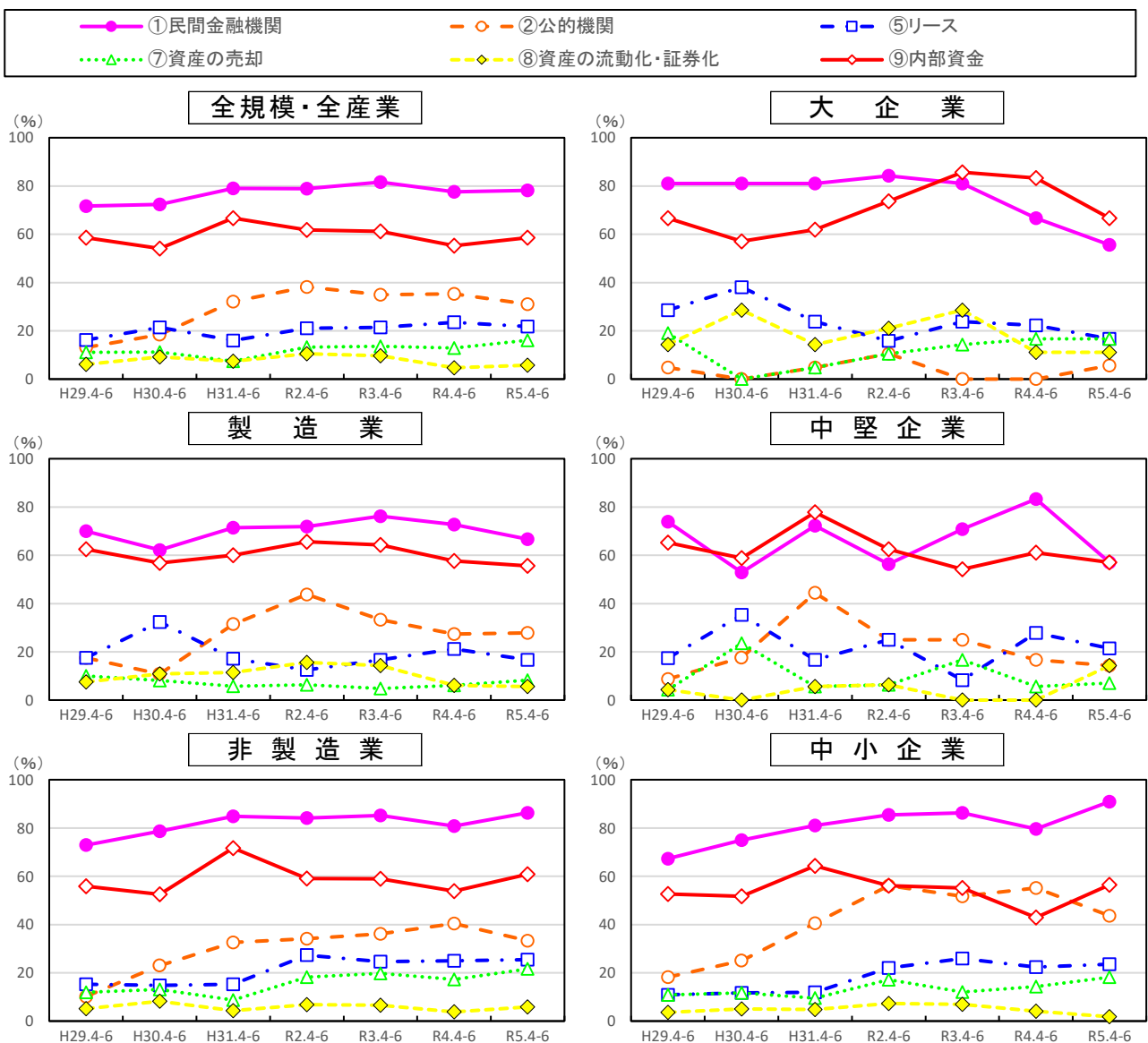
また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「民間金融機関」をあげる企業が最も多い。

＜表8＞資金調達方法（1社3項目以内の複数回答）

(回答社数構成比:%)

	① 民間金融機関	② 公的機関	③ 株式の発行	④ 社債の発行	⑤ リース	⑥ 企業間信用	⑦ 資産の売却	⑧ 資産の流動化・証券化	⑨ 内部資金	⑩ その他
全規模・全産業	78.2	31.0	0.0	1.1	21.8	9.2	16.1	5.7	58.6	6.9
大企業	55.6	5.6	0.0	0.0	16.7	11.1	16.7	11.1	66.7	11.1
中堅企業	57.1	14.3	0.0	7.1	21.4	7.1	7.1	14.3	57.1	7.1
中小企業	90.9	43.6	0.0	0.0	23.6	9.1	18.2	1.8	56.4	5.5
製造業	66.7	27.8	0.0	2.8	16.7	5.6	8.3	5.6	55.6	11.1
非製造業	86.3	33.3	0.0	0.0	25.5	11.8	21.6	5.9	60.8	3.9

【図10】資金調達方法の推移



(注) 「金融業、保険業」は調査対象外。

<参考資料> 企業収益の全業種集計

《表9》 企業収益（全業種、5年度）

売上高：含む「電気・ガス・水道業」、除く「金融業、保険業」

経常利益：含む「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」

（前年比増減率：％）

	売 上 高	経 常 利 益	(受取配当金を除く)
全規模・全産業	4.0 (3.3)	▲ 3.3 (37.8)	7.9 (64.0)
大 企 業	4.3 (3.4)	▲ 6.1 (18.8)	3.8 (42.3)
中 堅 企 業	3.9 (4.9)	215.5 (*)	**** (*)
中 小 企 業	▲ 2.6 (▲ 0.5)	▲ 1.2 (▲ 21.9)	▲ 1.2 (▲ 23.6)
製 造 業	4.6 (3.9)	▲ 61.7 (****)	- (*)
非 製 造 業	3.7 (2.8)	1.3 (▲ 15.5)	2.5 (▲ 25.0)

- (注) 1. () 書は前回(5年1~3月期)調査結果。
 2. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。
 3. 「*」は黒字転化を示す。
 4. 「-」は赤字縮小を示す。
 5. 「****」は増減率1,000%以上を示す。



群馬県金融経済概況 (2023年7月)

2023年7月3日
日本銀行前橋支店

【景気判断】

県内景気は、供給制約や資源高などの影響を受けつつも、持ち直している。

(参考) 前回判断

同左

【項目別の推移】

個人消費	物価高の影響を受けつつも、サービス消費を中心に緩やかに増加している。	同左
住宅投資	横ばい圏内の動きとなっている。	同左
公共投資	増加している。	同左
設備投資	一部に弱めの動きがみられるが、全体としては増加している。	同左
生産	供給制約の影響が緩和するもとの、緩やかに増加している。	一部業種で供給制約の影響が残っており、足踏み状態となっている。
雇用・所得	労働需給は小幅に改善している。雇用者所得は改善を続けている。	労働需給は改善の動きに足踏みがみられる。雇用者所得は改善を続けている。

(本件に関するお問い合わせ先)

日本銀行前橋支店 総務課 TEL 027-225-1145 FAX 027-220-1025

(ホームページアドレス)

<https://www3.boj.or.jp/maebashi/>

群馬県主要金融経済指標

1. 実体経済

(1) 個人消費：物価高の影響を受けつつも、サービス消費を中心に緩やかに増加している。

▽百貨店・スーパー販売額

(前年比、%)

	22/										23/				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全店ベース	2.2	▲0.9	0.4	4.2	1.0	2.0	2.3	3.0	3.7	2.5	2.1	1.1	2.9	p 1.4	
既存店ベース	0.1	▲2.7	▲1.4	2.3	▲1.0	▲0.1	0.1	1.1	1.4	0.3	▲0.8	▲1.1	1.7	p 0.2	

(注) 「p」は速報値、「r」は訂正・改訂値(以下同じ)。

(資料出所) 経済産業省

▽家電大型専門店販売額

(前年比、%)

	22/										23/				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
全店ベース	11.2	7.3	14.3	10.2	5.5	6.5	1.8	12.7	7.2	1.1	4.4	▲0.8	0.1	p ▲2.0	

(資料出所) 経済産業省

▽乗用車新車登録台数

(前年比、%)

	22/										23/				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
普通乗用車	▲13.8	▲20.6	▲15.4	▲4.4	▲6.9	28.0	20.9	3.0	▲8.2	14.4	48.8	26.8	49.7	60.2	
小型乗用車	▲23.6	▲18.9	▲8.8	▲18.3	▲15.9	31.1	30.5	2.0	▲6.1	9.1	10.3	1.7	6.7	7.9	
軽乗用車	▲10.1	▲28.5	▲3.2	6.9	▲1.6	38.7	49.5	18.9	29.7	27.4	14.9	16.2	8.6	21.2	

(資料出所) 群馬県自動車販売店協会、全国軽自動車協会連合会群馬事務所

▽三温泉地宿泊客数

(前年比、%)

	22/										23/				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
宿泊客数	75.1	2.8倍	2.0倍	27.2	63.0	90.7	45.3	6.4	0.5	7.4	40.3	40.8	8.5	▲3.8	

(注) 三温泉地は、草津、伊香保、水上の合計。

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(2) 住宅投資：横ばい圏内の動きとなっている。

▽新設住宅着工戸数

(前年比、%)

	22/										23/				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
着工戸数	33.3	14.6	▲16.5	13.4	1.1	▲7.9	3.3	0.8	▲4.4	20.4	4.4	2.8	▲30.1	1.1	

(資料出所) 国土交通省

(3) 公共投資：増加している。

▽公共工事請負金額

(前年比、%)

	22/										23/				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
請負金額	6.8	42.7	▲19.3	▲21.8	▲1.8	38.9	▲17.8	2.4倍	76.6	52.5	▲29.1	25.0	▲6.4	49.6	

(資料出所) 東日本建設業保証(株)

(4) 設備投資：一部に弱めの動きがみられるが、全体としては増加している。

▽建築着工床面積

(前年比、%)

	22/										23/				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
民間非居住用	▲33.2	11.0	▲31.3	8.2	71.0	▲57.6	▲4.1	16.6	▲52.9	3.7	▲7.6	▲53.4	▲24.3	12.3	

(資料出所) 国土交通省

▽設備投資額(含むソフトウェア投資額、土地投資額)

(前年度比、%)

	22年度		23年度	
	(実績)		(計画)	
全産業	21.8		25.7	

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(5) 輸出：2022年度は、為替円安の影響から前年度を上回った。2023年度は、前年度を上回る計画。

▽輸出額

(前年度〈同期〉比、%)

	22年度 (実績)	23年度 (計画)	
		上期	下期
製造業	42.7	36.8	48.4
		6.7	14.5
			▲0.3

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(6) 生産：供給制約の影響が緩和するもとで、緩やかに増加している。

▽鉱工業指数

(季節調整済前月比、%)

	22/ 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月
生産	▲2.8	17.8	▲18.3	▲0.2	13.5	▲16.7	9.1	3.2	▲7.1	▲10.2	22.3	r 10.6	6.2	n.a.
出荷	8.8	▲0.6	▲1.4	▲1.1	0.4	▲6.0	6.7	0.3	▲4.4	▲11.9	7.3	r 5.2	8.0	n.a.
在庫	1.0	9.9	▲2.4	▲0.5	9.2	▲20.5	7.6	▲4.1	▲6.7	3.6	▲5.6	r 30.6	18.8	n.a.

(資料出所) 群馬県

(7) 雇用・所得環境：労働需給は小幅に改善している。雇用者所得は改善を続けている。

▽雇用・所得関連指標

(倍、%)

	22/ 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月
有効求人倍率	1.42	1.44	1.46	1.48	1.53	1.53	1.54	1.55	1.56	1.47	1.45	1.40	1.40	1.43
常用労働者数	0.7	0.1	0.5	0.3	0.4	1.2	1.1	0.7	0.4	0.6	2.1	2.6	1.8	n.a.
一人当たり名目賃金	▲1.4	0.3	▲3.7	10.5	4.7	1.7	1.7	0.2	2.0	6.4	5.6	7.7	3.4	n.a.

(注1) 有効求人倍率は季節調整値。常用労働者数および一人当たり名目賃金は前年比。

(注2) 常用労働者数および一人当たり名目賃金は事業所規模5人以上ベース。

(資料出所) 群馬労働局、群馬県

2. 物価

消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は、食料（生鮮食品を除く）を中心に前年を上回っている。

▽消費者物価指数（前橋市）

(前年比、%)

	22/ 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月
総合	2.5	2.2	2.2	2.4	2.4	2.6	2.8	3.3	4.1	4.8	4.0	3.0	3.3	3.1
生鮮食品を除く総合	2.0	1.7	1.9	2.1	2.1	2.5	2.7	3.0	3.6	3.8	3.0	2.7	3.0	2.9

(資料出所) 総務省

3. 企業倒産

企業倒産は、低水準で推移しているが、このところ件数は増加傾向にある。

▽企業倒産件数・負債総額（負債額1,000万円以上）

(件、億円)

	22/ 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月
倒産件数	5	5	8	3	4	5	5	7	5	5	9	14	13	9
負債総額	11	3	15	12	10	47	9	9	18	1	8	16	11	12

(注) 負債総額は、億円未満を切り捨て。

(資料出所) (株)東京商工リサーチ

4. 金融

実質預金は、個人を中心に前年を上回っている。貸出金は、法人向けの運転資金需要を背景に前年を上回っている。

▽金融機関の実質預金残高および貸出金残高

(未残前年比、%)

	22/ 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月
実質預金	2.0	1.6	2.0	2.2	1.5	1.9	2.0	1.7	1.4	1.5	1.2	1.1	1.3	1.2
貸出金	▲0.4	▲0.4	▲0.4	▲0.8	0.1	0.5	0.5	1.0	1.3	2.4	2.5	2.6	2.5	2.5

(注1) 集計対象は、国内銀行（銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行<ゆうちょ銀行、信託銀行の信託勘定分を除く>）の群馬県内店舗および群馬県内に本店を有する信用金庫の全店舗。

(注2) 実質預金（＝「預金」－「切手手形」）は、国内銀行はオフショア勘定を除く。信用金庫はオフショア勘定を含む。

(注3) 貸出金は、国内銀行は中央政府向け貸出およびオフショア勘定を除く。信用金庫は中央政府向け貸出およびオフショア勘定を含む。

(資料出所) 日本銀行前橋支店

(参考)貸出約定平均金利

(%)

	22/ 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	23/ 1月	2月	3月	4月	5月
ストック・総合	0.948	0.945	0.949	0.950	0.948	0.946	0.945	0.942	0.939	0.937	0.939	0.936	0.933	0.931
フロー・総合	1.208	1.085	1.050	1.180	1.140	0.954	1.118	1.039	1.034	1.117	1.055	0.879	1.136	1.114

(注1) 集計対象は、群馬県に本店を有する国内銀行および信用金庫の全店舗。

(注2) 国内銀行の貸出約定平均金利(以下、貸出金利)は、日本銀行が個別の銀行より報告を受けて独自に集計しているもの。信用金庫の貸出金利は、全国信用金庫協会が集計したものを使用。

(注3) 「ストック」は、当該月末時点において残高のあるすべての貸出。「フロー」は、当該月末貸出残高のうち、当月中において実行した貸出。いずれの貸出金利も金融機関の金利データを基に、貸出残高で加重平均して算出。

(注4) 貸出金利の対象は、銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け円貸出を除いたもの。

(資料出所) 日本銀行前橋支店

令和5年 春闘 各機関別賃上げ集計状況

【連 合】

	平成30年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	昨年同時期
全体	2.07%	2.07%	1.90%	1.78%	2.07%	(6月5日公表) 3.66%	(昨年6月3日) 2.09%
	5,934円	5,997円	5,506円	5,180円	6,004円	10,807円	6,049円
300人未満	1.99%	1.94%	1.81%	1.73%	1.96%	(6月5日公表) 3.36%	(昨年6月3日) 1.97%
	4,840円	4,765円	4,464円	4,288円	4,843円	8,328円	4,857円

【経 団 連】

	平成30年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	昨年同時期
500人以上	2.53%	2.43%	2.12%	1.84%	2.27%	(5月19日公表) 3.91%	(昨年5月20日) 2.27%
	8,539円	8,200円	7,096円	6,124円	7,562円	13,110円	7,430円
500人未満	1.89%	1.89%	1.70%	1.68%	1.92%	(6月23日公表) 2.94%	(昨年6月10日) 1.97%
	4,804円	4,815円	4,371円	4,376円	5,036円	7,864円	5,219円

【厚生労働省】

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
主要企業	2.26%	2.18%	2.00%	1.86%	2.20%
	7,033円	6,790円	6,286円	5,854円	6,898円

調査対象
 連合 : 「全体」は、規模計。「300人未満」は、全体の内数。
 経団連 : 「500人以上」は、原則として東証1部上場。
 厚生労働省 : 「主要企業」は、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のあるもの。

群馬労働局労働基準部賃金室作成

経済財政運営と改革の基本方針 2023 について

〔令和 5 年 6 月 16 日〕
閣 議 決 定

経済財政運営と改革の基本方針 2023 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2023

加速する新しい資本主義

～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～

令和5年6月16日

ル社会に対応し大胆に社会変革を進めつつ、変革に即した大胆な行財政改革に取り組む。

経済あつての財政であり、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組むとの考え方の下、財政への信認を確保していく。

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。あわせて、賃金の底上げや金融資産所得の拡大等により家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創る。

(三位一体の労働市場改革)

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方の下、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。また、地方、中小・小規模企業について、三位一体の労働市場改革と並行して、生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる。

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。

「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」については、職務給（ジョブ型人事）の日本企業の人材確保の上での目的、人材の配置・育成・評価方法、リ・スキリングの方法、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係などについて事例を整理し、個々の企

業が制度の導入を行うために参考となるよう、中小・小規模企業の導入事例も含めて、年内に事例集を取りまとめる。

「成長分野への労働移動の円滑化」については、失業給付制度において、自己都合による離職の場合に失業給付を受給できない期間に関し、失業給付の申請前にリ・スキリングに取り組んでいた場合などについて会社都合の離職の場合と同じ扱いにするなど、自己都合の場合の要件を緩和する方向で具体的設計を行う。また、自己都合退職の場合の退職金の減額といった労働慣行の見直しに向けた「モデル就業規則」の改正や退職所得課税制度の見直しを行う。さらに、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタントが、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制の整備等に取り組む。

これらの労働市場改革の際、官民でその進捗を確認し、計画的に見直しを行っていく。

(家計所得の増大と分厚い中間層の形成)

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年も全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

公的セクターの賃上げを進めるに当たり、2022年10月からの処遇改善の効果が現場職員に広く行き渡るようになっているかどうかの検証を行い、経営情報の見える化を進める。

2,000兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、iDeCo(個人型確定拠出年金)の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて2024年中に結論を得るとともに、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的な拡充・恒久化、

金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」³を
実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産
運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な
改革に関する政策プランを年内に策定する。

これらによる家計所得の増大と併せて、持続可能な社会保障制度の構築、少子化対策・
こども政策の抜本強化、質の高い公教育の再生等に取り組むことを通じ、分厚い中間層を
復活させ、格差の拡大と固定化による社会の分断を回避し、持続可能な経済社会の実現に
つなげる。

(多様な働き方の推進)

三位一体の労働市場改革と併せて、人手不足への対応も視野に入れ、多様な人材がその
能力を最大限いかして働くことができるよう、多様な働き方を効果的に支える雇用のセー
フティネットを構築するとともに、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、
活躍できる環境を整備する。このため、週所定労働時間20時間未満の労働者に対する雇用
保険の適用拡大について検討し、2028年度までを目途に実施する。あわせて、時間や場所
を有効に活用できる良質なテレワークやビジネスケアラーの増大等を踏まえた介護と仕事
の両立支援を推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、メンタルヘルス対策の
強化等の働き方改革を一層進めながら、副業・兼業の促進、選択的週休3日制度の普及等
に取り組む。また、フリーランスが安心して働くことができる環境を整備するため、フリ
ーランス・事業者間取引適正化等法⁴の十分な周知・啓発、同法の執行体制や相談体制の充
実等に取り組む。

国家公務員については、デジタル環境の整備、業務の見直し、時間や場所にとらわれな
い働き方の充実等により働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大や中
途採用の活用、職員としての成長に資する業務経験やスキルアップ機会の付与、民間知見
の習得など人材の確保・育成に戦略的に取り組む。

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(1) 官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化

新しい資本主義の下、従来「コスト」と認識されてきた賃上げと設備投資を「未来への
投資」と再認識し、人への投資や国内投資の促進を展開している。こうした政策的後押し
を受けながら経団連がバブル期以降最高水準となる民間設備投資115兆円の早期実現とい
う目標を掲げるなど企業部門において高い投資意欲が醸成されてきている。長期にわたる
賃金の停滞とデフレの継続という悪循環を断ち切る挑戦が動き始めている今こそ、こうし
た前向きな動きを更に加速させるときである。予算・税制、規制・制度改革を総動員して、
国が呼び水となる政策を集中的に展開することにより、質の高い雇用を生み出し、構造的
賃上げを実現するとともに、国内投資・研究開発を大胆に促進することが不可欠である。
これにより、日本経済再生に向けた動きを加速させ、人口減少・人手不足、地球環境問題

³ 令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定。

⁴ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）。

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2023改訂版

令和5年6月16日

教育訓練事業者からの意見を直接聴取する仕組みの導入等を速やかに実現する。

また、ハローワークにおいて推薦する職種について、転職前後の賃金を捕捉・比較する方法を検討する。その上で、転職前後の賃金上昇可能性やその後の熟練度に応じた更なる上昇可能性まで考慮に入れた推薦が行われるよう、制度の運営改善を行う。

なお、求職者が中小・小規模企業を選択肢の一つとして検討できるように、個々の中小・小規模企業の強みや魅力についての定性的情報をキャリアコンサルタントが求職者に対し効果的に提供する方途について検討を行う。

⑤副業・兼業の奨励

成長分野への円滑な労働移動を図るための端緒としても、副業・兼業を奨励する。このため、副業・兼業人材を受け入れる企業又は送り出す企業への支援等、労働者個人が新たなキャリアに安心して移行できるようにするためのトライアル環境を整備する。

また、産業雇用安定助成金を活用し、企業の在籍型出向を推進する。

⑥非正規雇用労働者等への支援

非正規雇用労働者等の雇用保険対象外の求職者の労働移動についても、助言・コンサル等の支援を行う。

⑦厚生労働省関係の情報インフラ整備

厚生労働省が運営する職場情報提供サイト（しょくばらぼ）の機能強化と利用促進を図る。また、日本版O-NET（job tag）の機能強化と多様な属性の利用者に対する利便性の向上を図る。

（7）多様性の尊重と格差の是正

①最低賃金

最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必

要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万名を超える規模の特別調査の実施、重点5業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。

ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進

中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。

また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。

中小・小規模企業が従業員をリ・スキリングに送り出す場合、個人の主体的なり・スキリングであっても、賃金助成等の支援策の拡充を検討する。

③同一労働・同一賃金制の施行の徹底

同一企業内の正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を禁止する同一労働・同一賃金制の施行後も、正規雇用労働者・非正規雇用労働者間には、時給ベースで600円程度の賃金格差が存在する。

同一労働・同一賃金制の施行は全国47か所の都道府県労働局が実施している。全国に321署ある労働基準監督署には指導・助言の権限がない。同一労働・同一賃金制の施行強化を図るため、昨年12月から、労働基準監督署でも調査の試行を行い、問題企業について、労働局に報告させることとした。

600円程度の賃金格差が非合理的であると結論はできないが、本年3月から本格実施された労働基準監督署による上記調査の賃金格差是正への効果を見て、年内に順次フォローアップし、その後の進め方を検討する。この際、必要に応じ、関係機関の体制の強化を検討する。

同一労働・同一賃金制は、現在のガイドラインでは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の比較で、非正規雇用労働者の待遇改善を行うものとなっているが、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員にも考え方を広げていくことで再検討を行う。なお、同一労働・同一賃金制は、外国人を含めて適用されることに改めて留意する。

④女性活躍推進法の開示義務化のフォローアップ

男女の賃金差異について、女性活躍推進法の開示義務化（労働者301人以上の事業主を対象に昨年7月施行）の対象拡大（労働者101人から300人までの事業主）の可否についての方向性を得るため、開示義務化の施行後の状況をフォローアップする。

⑤キャリア教育の充実

小学校・中学校・高等学校の総合的学習の時間におけるキャリア教育を充実させ

るべく、実施方法・事例を周知する。また、これらの学校における教育課程外の取組も含め、起業家教育の充実を図る。

大学においても、キャリア教育の充実を図るためのカリキュラムの拡充を進める。

大学、高等専門学校等における人材育成の充実とキャリア意識の向上を図るため、企業等での実務の経験を有する者の積極的な採用や、企業等から招へいする実務家教員を大幅に拡充する。講師には、スタートアップや中小・小規模企業の経営者も招へいする。

また、大学や高等専門学校等において、企業活動と一体的な教育研究を促進することにより、研究の社会実装と世界で戦う上で必要な高度人材育成を両輪で進める。

企業が大学等の高等教育機関に共同講座を設置して人材育成を行う取組への支援を強化する。

⑥外国人労働者との共生の推進

現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設する方向で検討する。

また、外国人の子弟についても、その教育環境の整備を進める。

(8) 国家公務員の育成・評価に関する仕組みの改革

企業の労働市場改革を進めるためには、「まず隗より始めよ」の精神で、国家公務員の育成や評価に関する仕組みもアップデートするとともに、こうした動きを地方公務員や独立行政法人等にも波及させていくことが必要である。

キャリアパスや求められるスキルについても、時代に合わせた再検討が必要である。社会問題の複雑化や技術の高度化に伴い、国家公務員には高いスキルや専門性が求められるようになってきている。こうした専門性も踏まえたキャリアパスを意識させる機会の設定や、制度の立案や現場における一定の経験のような国家公務員がキャリアを積むにつれて備えていく能力の整理等、キャリア形成を支援する取組を行っていく。

高いスキル・専門性が求められる中では、これに応じたスキルアップを、一人ひとりの国家公務員が行動に移さなければ意味がない。現在、座学が中心となっている研修を、例えば参加型の形式のものを増加させる等の必要なアップデートを行うとともに、それぞれの職責において必要とされる研修を受講するよう受講管理を厳格化する。

また、官民交流の本格化の観点から、官民人材の活用の在り方について検討を進める。

なお、国家公務員の職歴、身に付けているスキル・専門性、達成した成果や経験値の管理の在り方について、検討を進める。

(9) 三位一体の労働市場改革の指針の関連事項

①フリーランスの取引適正化

フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき、フリーランスに対し業務委託を行う事業者について、書面又は電子メール等の交付義務や報酬減額等の取引上の禁止行為の遵守を徹底すべく、執行体制を強化するとともに、フリーランスに対する相談体制を充実させる。

あわせて、フリーランス個人やフリーランス関係団体から問題事例を吸い上げる

メカニズムを充実させるため、意見交換を行う枠組みを検討する。これらの取組から得られた情報をもとに、問題事例の多い業種には集中調査を実施する等、状況の把握に努める。

また、事業所管省庁が、公正取引委員会及び中小企業庁と連携して、発注者側の団体に対し、フリーランスとの取引慣行適正化を働き掛けるための枠組みを創設することを検討する。

②男女ともに働きやすい環境の整備

いわゆる106万円・130万円の壁を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げに取り組むことと併せて、被用者が新たに106万円の壁を超えても手取りの逆転を生じさせないための当面の対応を本年中に決定した上で実行し、さらに、制度の見直しに取り組む。

③高等教育費の負担軽減

授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、来年度から多子世帯や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大することに加え、執行状況や財源等を踏まえつつ、多子世帯の学生等に対する授業料等減免について更なる支援拡充（対象年収の拡大、年収区分ごとの支援割合の引上げ等）を検討し、必要な措置を講ずる。

授業料後払い制度について、まずは、来年度から修士段階の学生を対象として導入^(注)した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める。

(注) 所得に応じた納付が始まる年収基準は 300 万円程度とするとともに、子育て期の納付に配慮し、例えば、こどもが2人いれば、年収400万円程度までは所得に応じた納付は始まらないこととする。

IV. GX・DX等への投資

1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み

(1) 国内企業立地促進の考え方と戦略分野

権威主義的、国家資本主義的国家と、自由主義、民主主義国家との対立が深刻化する中、欧米を中心とする先進各国では、地政学的なリスクも踏まえながら、自国・隣国・有志国へと、グローバルなサプライチェーンを移転する動きが強まっている。

また、GXやDX等の中長期的成長が見込まれる戦略分野について、政府が大規模・長期・包括的な支援を行うことにより、自国内への民間企業の立地・投資を誘致する動きも強まっている。

そうした中で、現在、コロナ禍やウクライナ侵略等を背景として、世界全体の不確実性が高まっており、相対的に安定している我が国の政策・経済情勢や、コスト面での我が国の立地環境の変化も踏まえ、投資先としての我が国の魅力が高まりつつある。

我が国としては、この機会を捉えて、官民挙げて、設備、人材等に積極果敢な投資を行っていくことが重要である。

他方で、各国では、戦略分野について、5年から10年にわたる初期投資にとどま